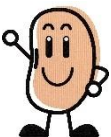




本別町こども計画

こどもの笑顔は地域の宝 地域で支えるこども・子育て

北海道  本別町



表紙・裏表紙絵は本別学童保育所に通所する児童のみなさんに描いて
いただきました。(令和7年3月作成)

も く じ

第1章	はじめに	1
1	本計画の策定経緯	1
2	計画の期間	1
3	計画策定の経過	1
4	「こども」「若者」の範囲、表記	2
5	「こども施策」の定義	2
6	本計画の位置づけ	3
7	計画の構成	4
	(1) こども施策について	4
	(2) 子ども・子育て支援事業について	4
	(3) 母子保健に関する主要指標について	4
8	こどもに関するデータなど	5
	(1) こどもや若者の人数、割合	5
	(2) 出生数や出生率	6
	(3) 子育て世帯数	7
	(4) 女性の就業率	7
	(5) こどもの幸福度	8
9	基本理念	9
10	こども施策を進めるうえで重視すべきこと	10
	(1) 幸福度や自己肯定感が成長段階で低下していくことを防ぐ	10
	(2) 年齢による切れ目や、制度や分野間の谷間・すき間をなくす	10
	(3) こどもの意向や目線を意識し、推進していく	10
	(4) こども施策の充実に向けた、人材の確保に取り組む	11
	(5) 町全体で、こどもや子育てを見守り応援する	11
11	こども施策の体系	12
第2章	計画の内容	14
1	ライフステージを通した、切れ目のない取り組み	14
	(1) こどもの人権を尊重し、悩みの解決に努めます	14
	(2) 正しい生活習慣が身につくようにします	16
	(3) いろいろな遊びや体験ができる場や機会をつくれます	18
	(4) 切れ目のない健康支援、障がい児・障がい者への支援に努めます	21
	(5) 貧困や介護などであきらめや生きづらさを感じているこどもを支援します	23
	(6) 犯罪や事故などからこどもを守ります	25

2	ライフステージごとの視点、課題をふまえた取り組み	27
(1)	幼児期までに必要な支援を行います	27
(2)	学童期・思春期に必要な支援を行います	29
(3)	若者に必要な支援を行います	34
3	子育て世帯への支援	36
(1)	家庭や地域における子育てを支援します	36
(2)	子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます	38
4	こども施策を進める体制づくり	39
(1)	こどもの意見反映や活動支援に努めます	39
(2)	こども施策を進める体制を強化します	41
第3章 子ども・子育て支援事業と母子保健に関する主要指標.....		42
1	子ども・子育て支援事業	42
(1)	特定教育・保育施設事業（幼児期の教育と保育）	45
(2)	地域子ども・子育て支援事業	48
(3)	教育・保育の一体提供及び推進体制の確保	59
(4)	教育・保育給付及び施設等利用給付の円滑な実施	59
2	母子保健に関する主要指標	60
(1)	妊娠期の保健対策	60
(2)	乳幼児期における保健対策	60
(3)	学童期及び思春期における保健対策	61
資料編		62
1	本別町子ども・子育て会議条例	62
2	本別町子ども・子育て会議委員名簿	63
3	策定の経過	64

第1章 はじめに

1 本計画の策定経緯

本町では、子育て支援全般に関わる「子ども・子育て支援事業計画」と、母子保健に関わる「母子保健計画」を策定し、取り組みを進めてきました。

「子ども・子育て支援事業計画」は、母子保健に関わる施策も含め子育て支援全般に関わる計画として事業を推進・管理し、「母子保健計画」は、「子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りながら、「健やか親子 21」で示された母子保健に関する課題や指標に基づき事業を進めてきたところです。

一方国は、子どもの権利や幸せを守ることを第一に考えた法律がこれまでなかったことから、『すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会』をめざし、「こども施策」を総合的に推進する「こども基本法」を令和5（2023）年4月1日に施行し、都道府県や市町村で「こども施策」を進める計画を策定することを努力義務として位置づけました。

本町では国の動きを受け、「子ども・子育て支援事業計画」と「母子保健計画」の計画期間が終了し、新たな計画を策定するにあたって、より幅広い「こども施策」を加えた「こども計画」として策定しました。

2 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

3 計画策定の経過

本計画を策定するにあたっては、小学生から40歳未満の若者までを対象としたアンケート、中学生までのお子さんがある世帯へのアンケートを実施し、案を作成しました。また、案の協議にあたっては、子育て支援事業に関わる事業所の代表者、子育てに関する学識経験者のほか、子育て中の保護者で構成されている「本別町子ども・子育て会議」において具体的な意見を頂き、修正や追加を行いました。

4 「こども」「若者」の範囲、表記

国は「こども」について、こども基本法第2条において、「心身の発達の過程にある者」としており、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、「こども大綱」は、思春期（中学生年代から概ね18歳まで）・青年期（概ね18歳以降から概ね30歳未満）とし、施策によってはポスト青年期※の者も対象とするとしています。

本計画においても、計画の対象は国と同様とし、概ね青年期の若者を対象とする記述については「若者」としますが、青年期以下の年齢や青年期も含め全年齢に概ね関係する記述については「こども」と表記することとします。



※青年期を終えても、職業生活や家族形成にスムーズに移行せず、移行するとしても長期間を要する、青年期と成人期の間の期間のことです。

5 「こども施策」の定義

こども基本法には、「こども施策」は ①こどもに関する施策 と ②一体的に講ずべき施策※ からなると示されています。

本計画においても、国の定義をふまえて、こども施策を位置づけることとします。

①こどもに関する施策	・「こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主とした目的」とする施策。
②一体的に講ずべき施策	・「こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主とした目的」ではないものの、こどもや子育て家庭に関係する施策。例えば、国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立など雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供。 ・「①こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき、若者に係る施策。例えば、若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援。

(国の「こども基本法説明資料」より)

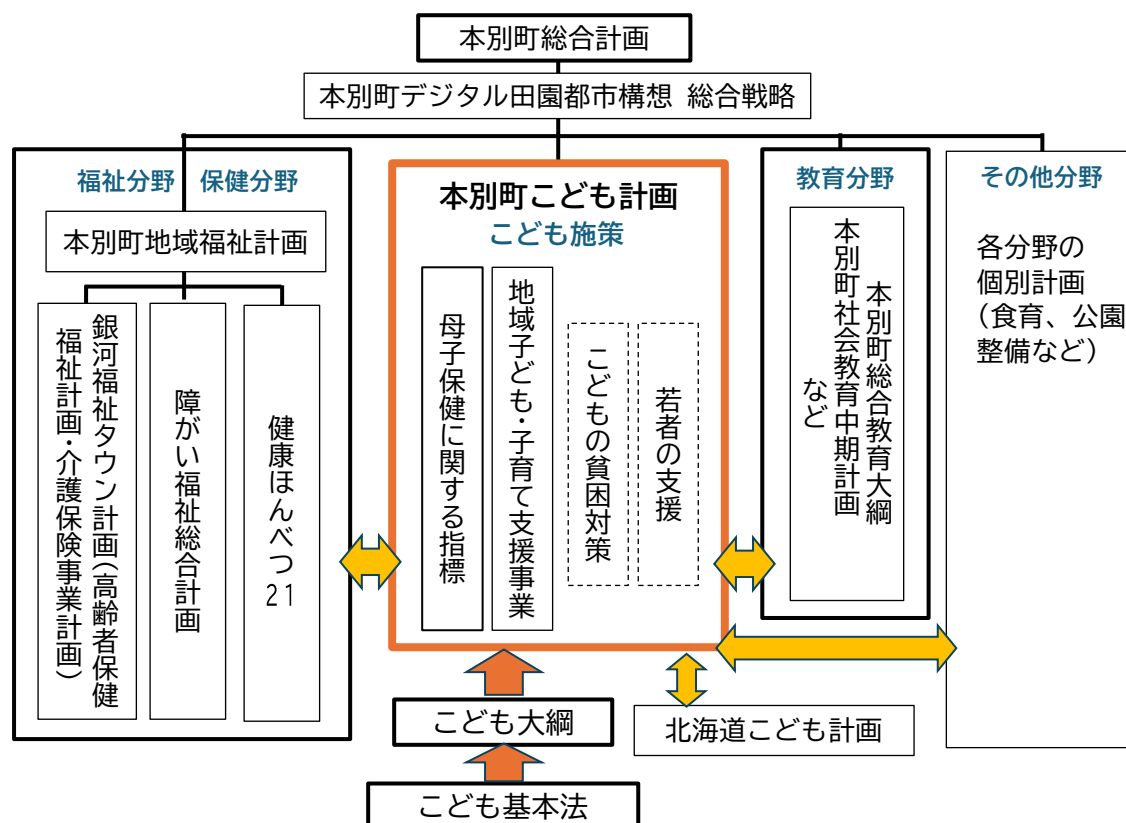
※こども基本法第2条において「こども施策」については、次のとおり定められています。

(こども基本法第二条) この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。 1. 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援 2. 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 3. 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

6 本計画の位置づけ

本計画と、国の法律や大綱との関係は、次のとおりです。

- こども基本法第10条で努力義務とされている「市町村こども計画」に該当する計画です。
- 「こども基本法」のほか、こども施策を総合的に推進するために国が定めた「こども施策に関する大綱（こども大綱）」の内容を反映させた計画です。
- 「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」を束ねて一元化した大綱であることから、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」を包含することとします。
- 本町のこども施策を総合的に位置づけた計画であり、総合計画をはじめ、福祉や保健分野に関わる計画、教育分野に関わる計画、総合戦略、そのほかまちづくり各分野の個別計画等に位置づけられた事業によって進める部分が多く、それらの計画との整合性をふまえて策定しています。



7 計画の構成

本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と「母子保健計画」を包含した計画です。

「こども施策」に加え、「子ども・子育て支援事業計画」で示すべき事業と「母子保健計画」で掲げてきた指標について位置づけています。

(1) こども施策について

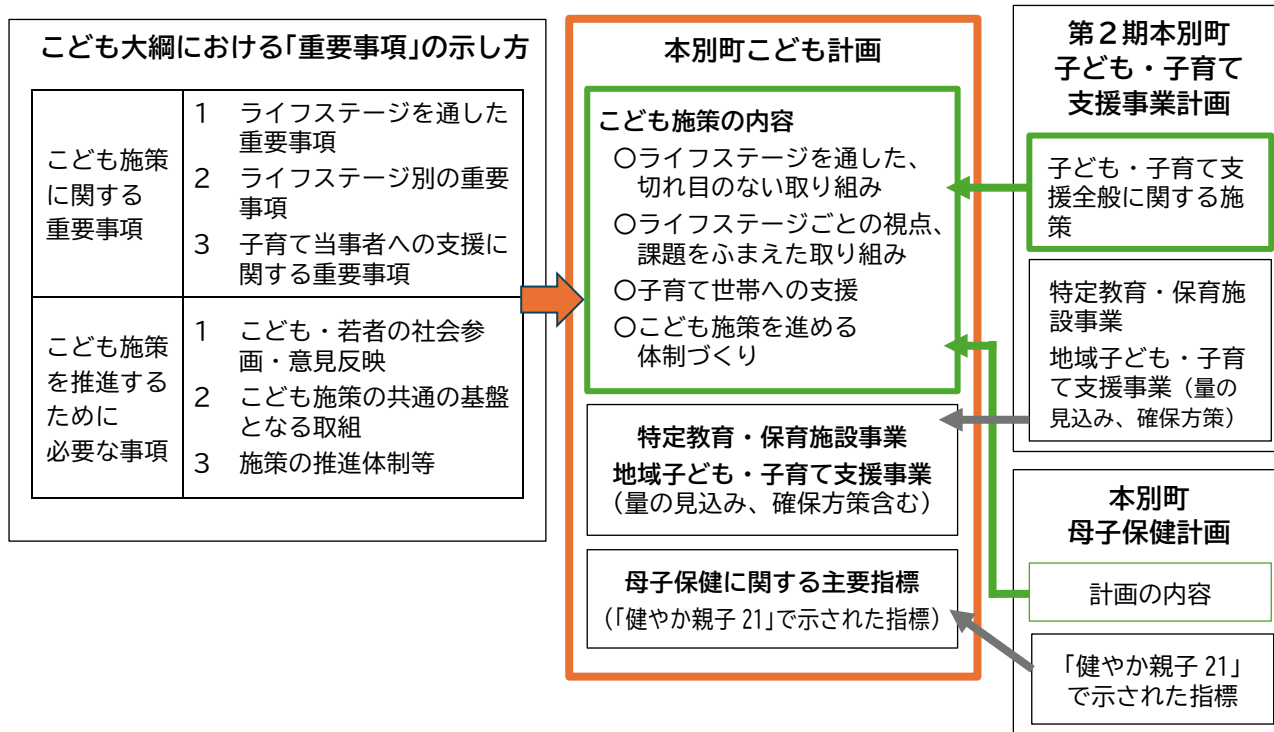
「こども大綱」をふまえて、4つの区分で「こども施策」を位置づけています。

(2) 子ども・子育て支援事業について

子ども・子育て支援事業計画で示すこととされている「特定教育・保育施設事業」と「地域子ども・子育て支援事業」を、量の見込み（いつ、どのくらいニーズがあるか）と確保方策（いつ、どのくらい受入れたり実施するのか）とともに位置づけています。

(3) 母子保健に関する主要指標について

これまで「母子保健計画」に位置づけてきた指標を「母子保健に関する主要指標」として位置づけています。

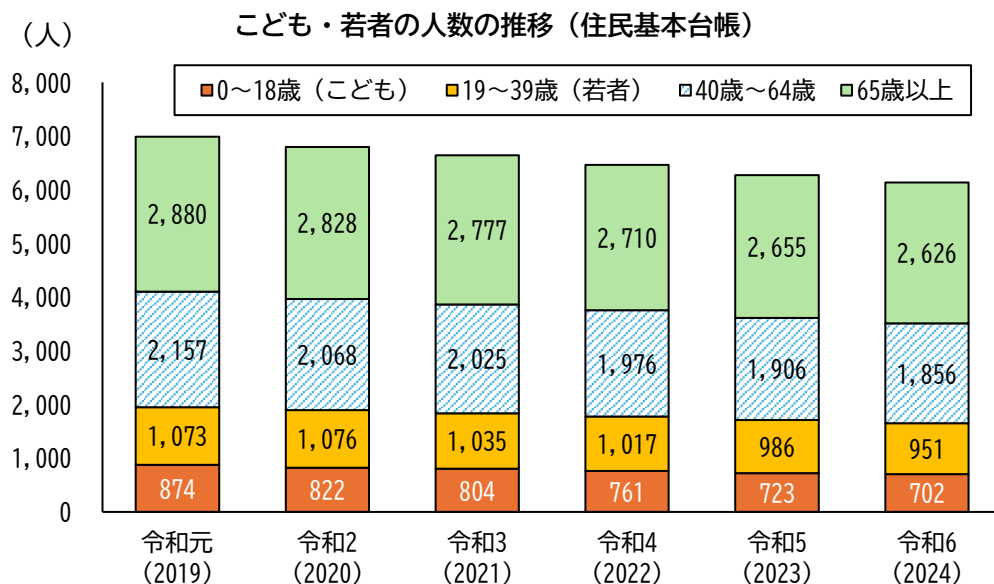


8 こどもに関するデータなど

(1) こどもや若者の人数、割合

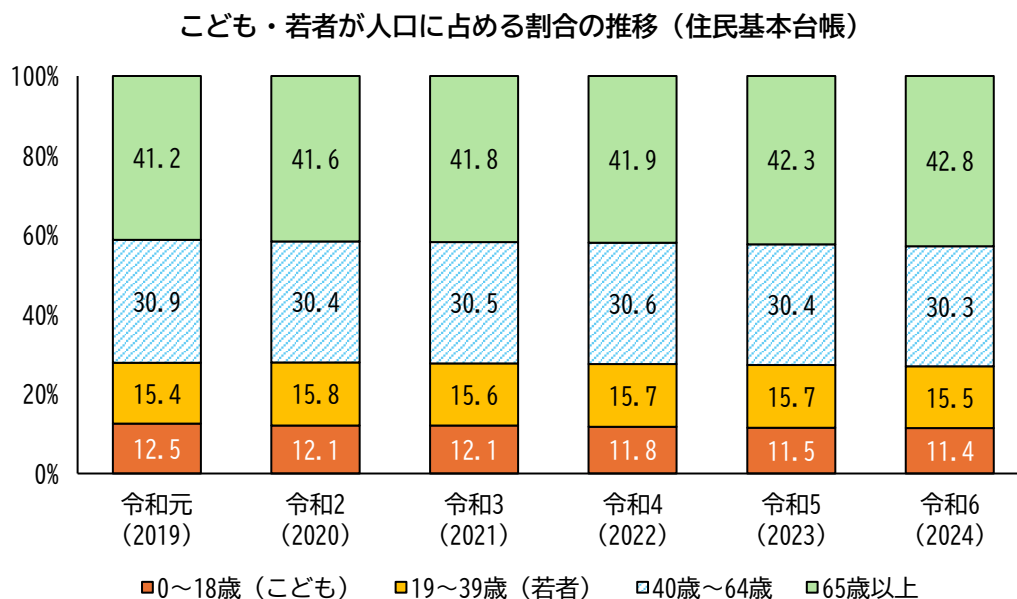
こども（0～18 歳）の人数は年々減少傾向にあります。

若者（19～39 歳）の人数は令和 4（2022）年まで 1,000 人台を維持していましたが、令和 5（2023）年に 1,000 人を切り、その後、減少傾向が続いています。



※各年4月30日現在。

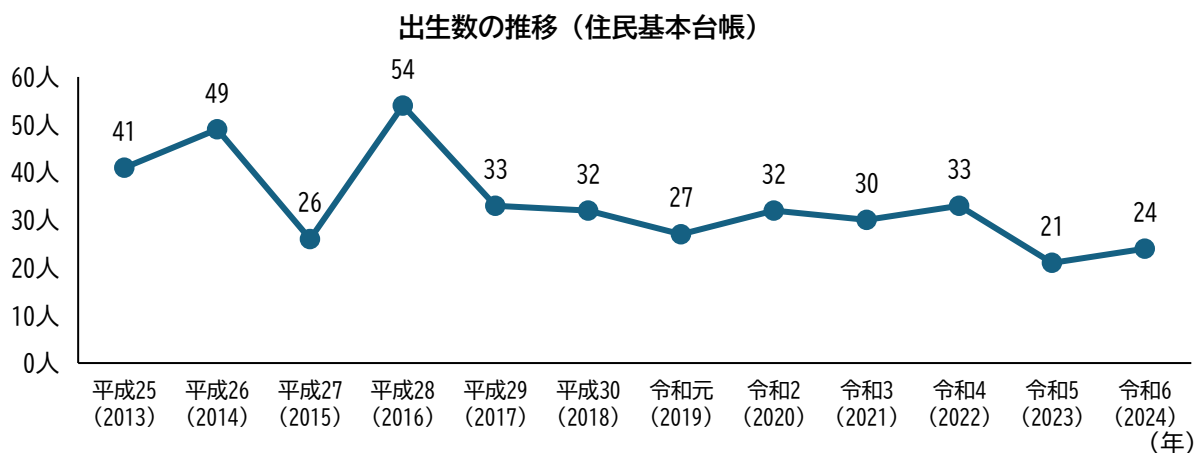
総人口に占める割合の推移を見てみると、こども（0～18 歳）の割合は年々減少傾向にあり、若者（19～39 歳）の割合は15%台が続いています。



※各年4月30日現在。

(2) 出生数や出生率

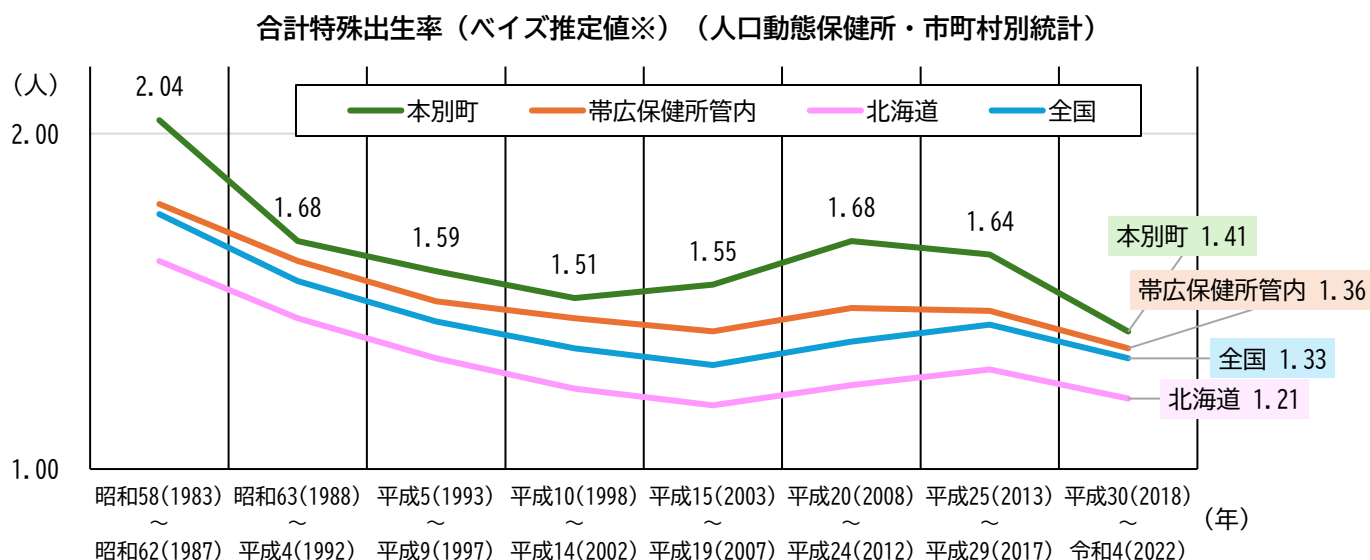
出生数は平成 29 (2017) 年以降、30 人前後の状態が続いていましたが、令和 5 (2023) 年に 20 人台に減少しました。令和 6 年 (2024) 年は 24 人です。



※各年1月1日～12月31日。外国人および国外との移動分を含む。

合計特殊出生率の推移を見てみると、昭和 58 (1983) 年～昭和 62 (1987) 年は 2.04 と、2.0 を上回っていましたが、その後 2.0 を下回る状況が続いています。

最新の数値は 1.41 で、全国、北海道、帯広保健所管内※の数値より高いですが、本町においては、これまでで最も低い数値となっています。

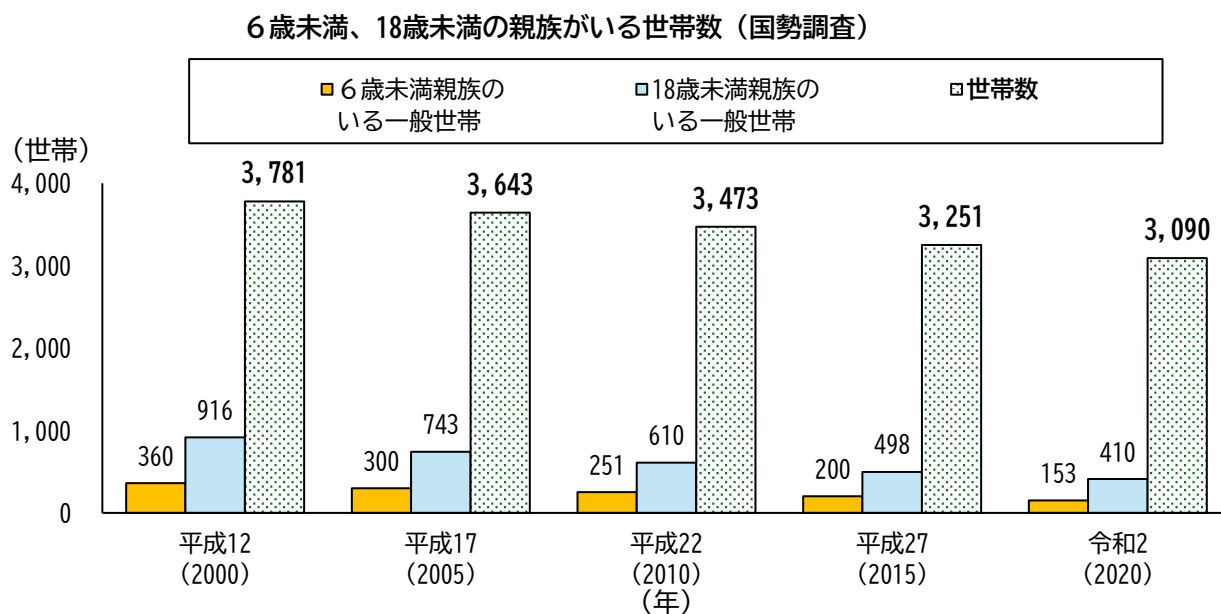


※帯広保健所管内＝十勝総合振興局管内

※バイズ推定値：小地域の合計特殊出生率は、出生数が少ない場合、数値が大幅に上下するため不安定な動きをすることがあることから、観測データ以外にも対象に関する情報を反映させることが可能なバイズ推定値を示しています。具体的には、該当市町村を含むより広い地域である都道府県の出生の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数の観測データを総合して当該市区町村の合計特殊出生率を推定し、数値を算出しています。

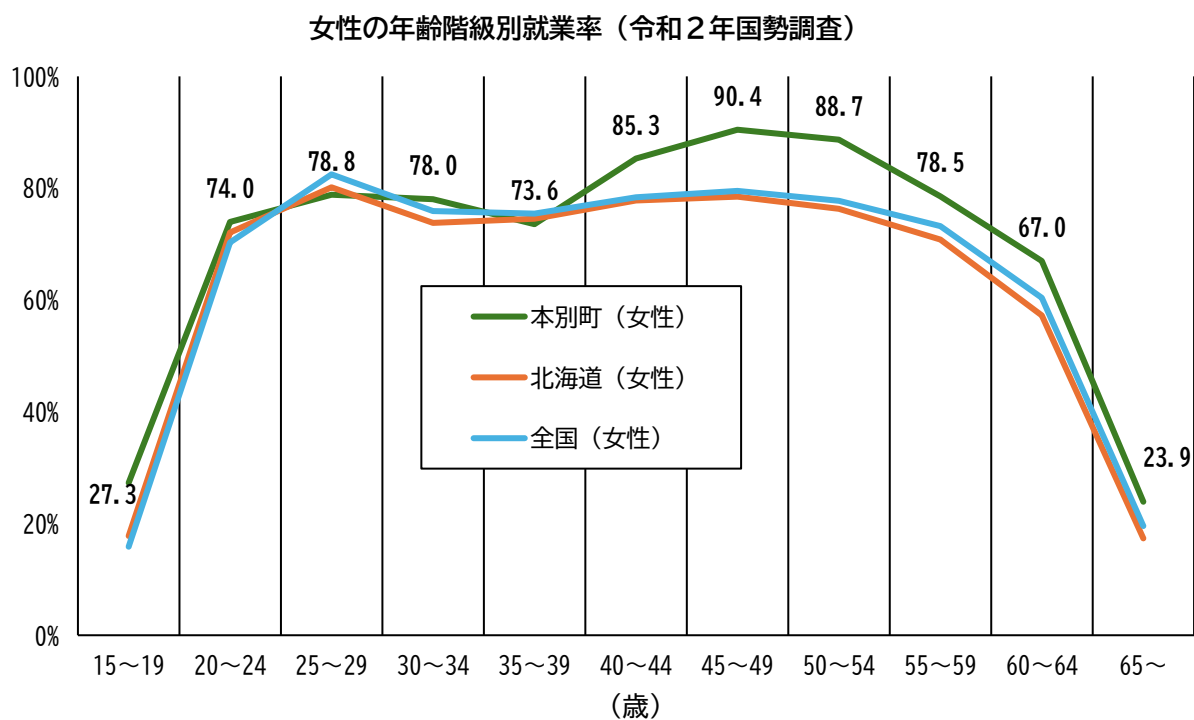
(3) 子育て世帯数

6歳未満のこどもがいる世帯、18歳未満のこどもがいる世帯は、ともに減少傾向にあります。



(4) 女性の就業率

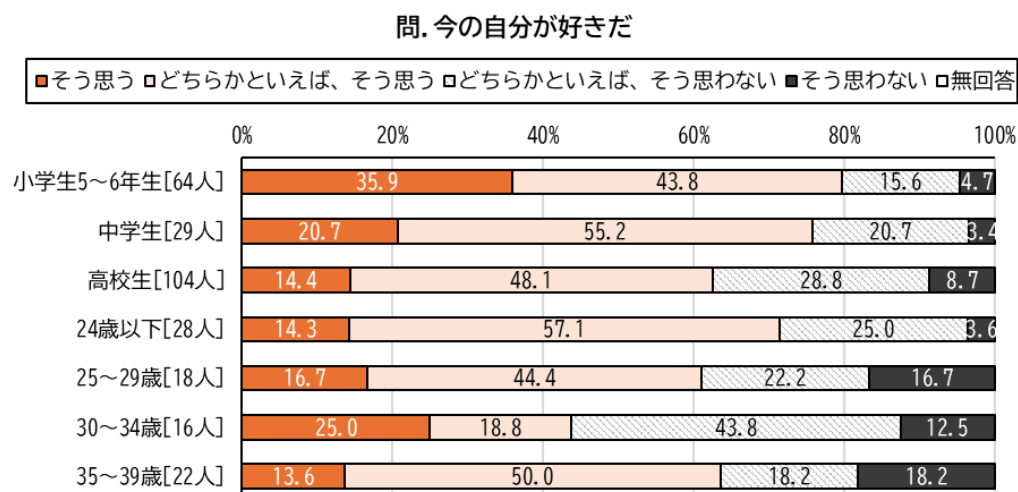
40歳代から60歳代前半における、本町の女性の就業率は、全国や北海道の平均と比べて高く、差が目立ちます。



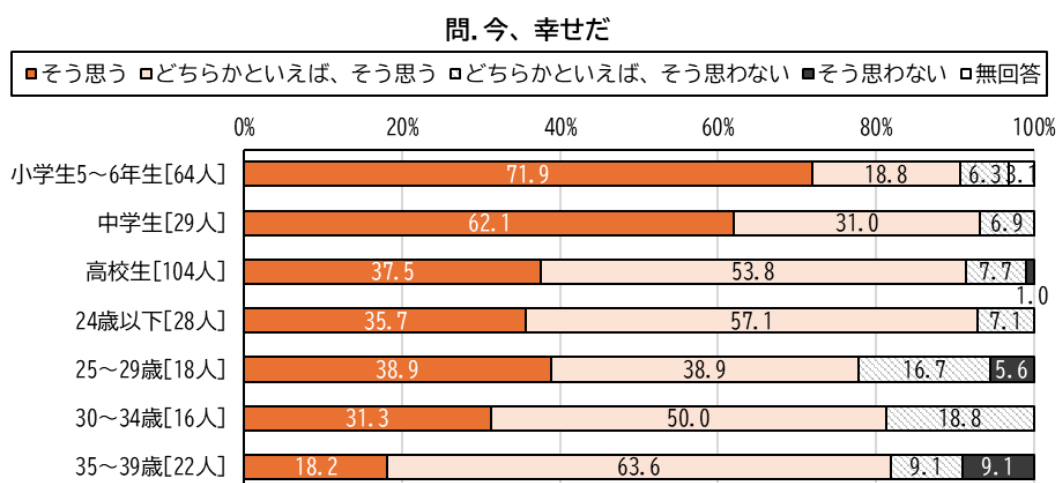
(5) こどもの幸福度

こども施策を総合的に推進する目的として、こどもの幸福度を高めることがあげられていることをふまえ、現状における本町のこどもの幸福度について、アンケート調査を通じて把握しました。

本町の小学生から若者までを対象に行ったアンケート調査で「今の自分が好きだ」「今、幸せだ」と思えるか否かの結果を年代別に見てみると、「今の自分が好きだ」については、25歳以上の若者で「そう思わない」という回答割合が1～2割を占めています。



「今、幸せだ」については、「思う」と「どちらかといえば、思う」を合計した「肯定的な回答割合」は、24歳以下で9割以上を占めますが、25歳以上では8割前後にとどまるなど、年代で差が見られます。また、「思う」は、小学生（5～6年生）は約7割を占めますが、年齢と共に徐々に低くなり、35～39歳では2割以下となります。



9 基本理念

こどもの笑顔は地域の宝 地域で支えるこども・子育て

本計画は、こども基本法およびこども大綱に基づいた市町村計画であり、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」の実現をめざして策定しました。

また本町では、「こどもの笑顔は地域の宝 地域で支えるこども・子育て」を基本理念として、これまで2期にわたる「子ども・子育て支援事業計画」を推進してきたところです。

本計画は、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」よりも、より幅広い内容を抱えた計画ですが、本町の子育て支援に対する基本的な考え方は変わりなく、今後も「こどもの笑顔は地域の宝 地域で支えるこども・子育て」を基幹として、様々なこども施策の展開を図ることが重要です。

このようなことから、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、本計画においても『こどもの笑顔は地域の宝 地域で支えるこども・子育て』を基本理念とし、こどもが幸せを感じながら健やかに成長する社会、また、子育てのすばらしさを喜び合える社会の形成をめざします。



10 こども施策を進めるうえで重視すべきこと

(1) 幸福度や自己肯定感が成長段階で低下していくことを防ぐ

こども基本法は『すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会』の実現をめざしており、権利擁護とともに、こどもの幸福度が高まることを重視しています。

本町のこども・若者を対象とした幸福度に関するアンケート結果を見ると、全国結果と同様に、年齢が高まるほど幸福を感じる割合が低まる傾向にあることが分かりました。

幸せの感じ方は人それぞれであり、すべてのこどもの幸福度を高める「こども施策」を講ずることは難しいですが、幸福度や自己肯定感の向上を妨げる要因を取り除きながら、前向きに考えることを応援し、こども・若者一人ひとりが、自分にとっての幸福を見つけたり、追及したりすることを見守り、支援することが重要です。

(2) 年齢による切れ目や、制度や分野間の谷間・すき間をなくす

本計画には、こどもの各成長段階の特性をふまえて取り組む施策とともに、成長の過程で切れ目を生ずることなく対応していく施策が位置づけられています。

本町ではこれまでも、切れ目のない教育や子育て支援に努めてきましたが、本計画を推進するにあたって、こどもや子育て世帯に支援やつながりの切れ目を感じさせないことが重要です。

また、こども施策は幅広い分野にわたり、事業は様々な課で行われることとなります。こども施策を様々な課や機関で進めていく中で、重複部分や谷間・すき間をなくしたりしていくことも重要です。

(3) こどもの意向や目線を意識し、推進していく

これまで2期にわたり策定した「子ども・子育て支援事業計画」は、教育・保育の提供など、子育て世帯の負担軽減にかかる内容が中心でしたが、本計画はそれらに加えて、こどもの人権を尊重し、こどもの幸福感を高めることにつながる内容が位置づけられています。こどもの意見や意向を尊重し、施策に反映していくことが求められています。

計画策定時には、子育て世帯に加え、こども・若者から意見を収集し、計画への反映に努めました。今後こども施策を推進していくうえでも、こどもの目線や意向をより一層意識し、推進していくことが重要です。

（４）こども施策の充実に向けた、人材の確保に取り組む

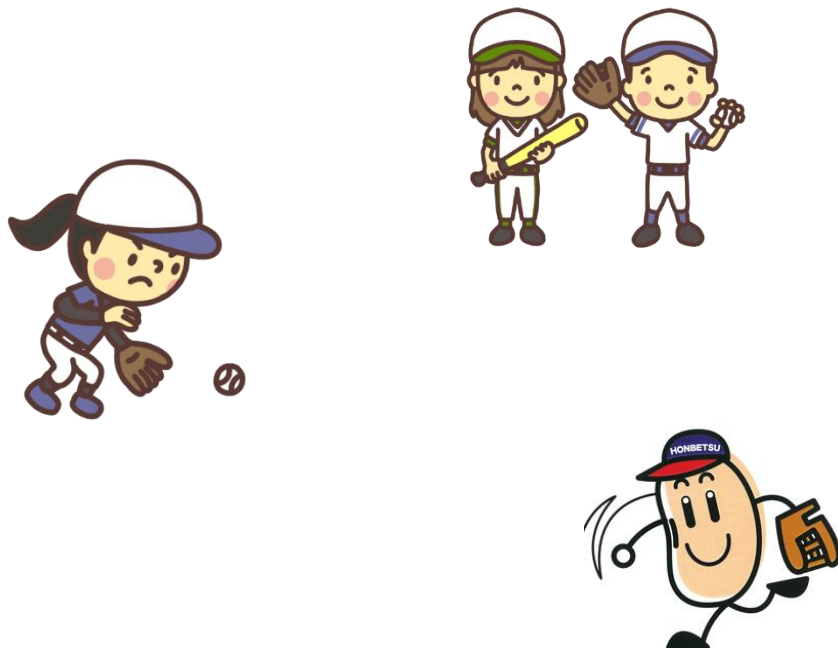
こども施策をより一層推進するためには、こども施策を支える人材の存在が不可欠ですが、保育士数が全国的に不足するなど、保育人材の確保が各自治体で課題となっています。このようななか、国は、処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善などに向けて取り組んでいますが、本町においても保育・教育現場の声を聞きながら、こども施策の推進に必要な各種人材の確保に努める必要があります。

（５）町全体で、こどもや子育てを見守り応援する

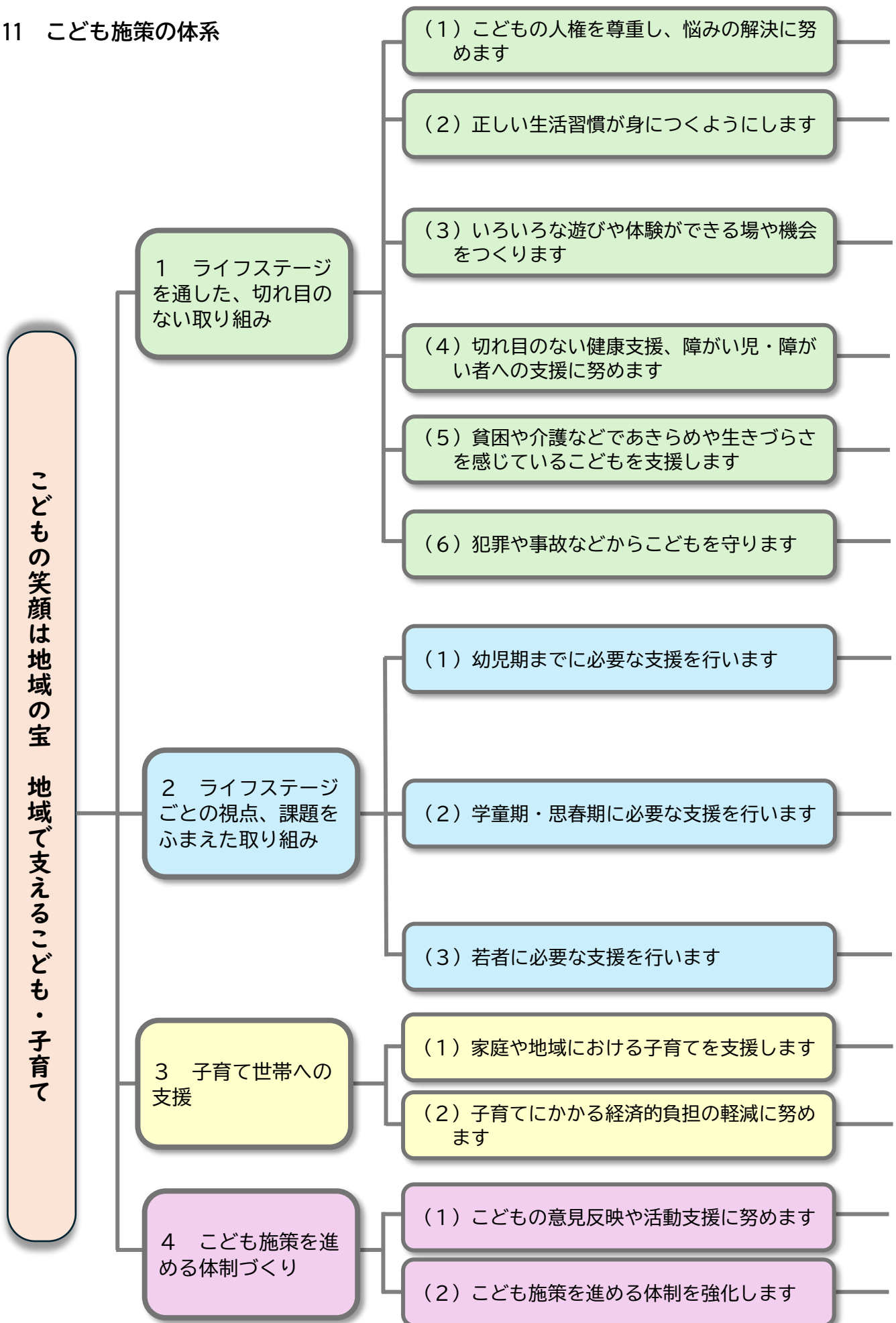
本町における教育や子育て支援には、すきやきたいの活動や地域と連携した学校運営、ふるさと学習やスポーツ少年団など、地域住民の協力が欠かせないものとなっています。

一方、人口の減少、高齢化の進展により、こどもがいない世帯の割合は高まり、日頃、こどもとの関わりがない（少ない）住民も増えています。

こどもが地域で様々な体験をしながら、学力だけでなく心身ともに成長していくためには、これからも、保育や教育など日ごろからこどもと関りのある方に加えて、地域住民の理解や協力が不可欠であり、こども施策を町全体で共有し、進めていくことが重要です。



11 こども施策の体系



①こどもの人権を尊重し、地域で見守る意識を町全体で高めます ②こどもに悩みを相談できる場所を伝え、相談しやすくします	14P～15P
①食育の推進とともに、食生活をはじめ基本的な生活習慣が身につくように促します ②読書活動を推進します ③インターネットを正しく使いこなす能力と安全に利用する意識が身につくように努めます	16P～17P
①公園や施設、道路などが安全で、利用しやすいように努めます ②いろいろな遊びや体験活動ができる機会づくりに努めます ③国際的な視野を広げ、国際理解を深める機会づくりに努めます ④持続可能な社会の実現に向けて考え、行動することにつながる機会づくりに努めます ⑤地域への関心や理解を促す機会づくりに努めます	18P～20P
①切れ目なく健康支援が行える環境づくりを進めます ②病気や障がいに対して必要な支援を行います	21P～22P
①生活が困難な状況にあるこどもやその家庭を支援します ②ヤングケアラーの実態を把握し、支援します ③社会的養護を必要とするこどもを見守り、こどもへの虐待を未然に防ぎます	23P～24P
①こどもに起こりやすい事故を未然に防ぎ、犯罪やトラブル、交通事故から守ります ②災害時におけるこどもの対処を再確認し備えます ③こどもの非行を防止します	25P～26P
①産前・産後の不安、育児のストレスなどを軽減・解消し、安心して出産、育児ができるよう支援します ②こどもの健康を守ることができるよう支援します	27P～28P
①学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を進めます ②時代やニーズに応じた教育環境や校務環境の改善に努めます ③将来について考える機会をつくるとともに、成年年齢を迎える前に必要となる知識や意識を学ぶ教育を行います ④いじめの未然防止や実態把握に努め、発生した時には的確に対処します ⑤不登校を未然に防ぐことに努めるとともに、不登校のこどもを支援します ⑥地域と学校が連携してこどもを育む環境づくりを進めます ⑦居場所と思える場づくりを進めます	29P～33P
①若者が望む就職や働き方を支援します ②結婚を希望する方の出会いや新生活を支援します	34P～35P
①教育・保育に関わる各種事業を推進し、その充実に努めます ②仕事と子育てを両立できる環境づくりを促進します	36P～37P
①保育や教育に関する経済的負担の軽減に努めます ②安心して住める住宅づくりを支援します	38P
①こどもや若者の意見を聞き反映させます ②こどもや若者主体の活動を支援します	39P～40P
①こどもやその家庭の状況を把握し、適切な支援が行える体制づくりを進めます	41P

第2章 計画の内容

1 ライフステージを通した、切れ目のない取り組み

(1) こどもの人権を尊重し、悩みの解決に努めます

【現状・課題】

「こどもまんなか社会」を掲げる「こども基本法」では、すべてのこどもが安心して健やかに成長できるよう、こどもの権利を総合的に保障することをめざしています。

本別町では、こどもを含め、すべての人の人権を尊重する意識づくりを、様々な機会を通じて行っていますが、町全体で「こどもの人権」という視点で改めて考えていくことが重要です。

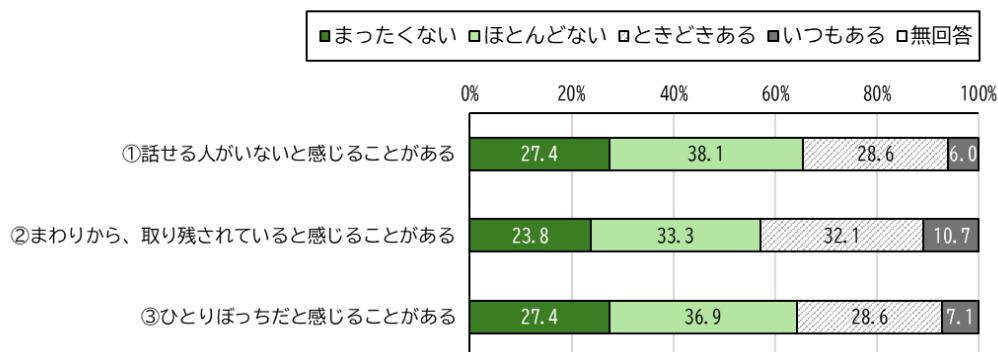
児童生徒に対しては、電話相談ができる連絡先を伝えているほか、スクールカウンセラーやこころのほっと相談、北海道の相談窓口（おなやみポスト）などを通じて、相談を受けることができるようにしています。

小中高生の自殺者数が全国で増加傾向にあるなか、国や北海道など様々な関係機関でも、こどもや若者が悩んでいる時に相談できる窓口を開設しています。これらの相談窓口や救済方法があることを知らせ、悩んだ時に利用してもらうようにしていくことが必要です。

若者の中には、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりすることで、心の不調やひきこもりにつながることもあります。

若者アンケートでも「①話せる人がいないと感じることがある」「②まわりから、取り残されていると感じることがある」「③ひとりぼっちだと感じることがある」について、「ときどきある」または「いつもある」と回答した若者はいずれも3割以上を占めます。

【若者アンケート】孤独の感じ方について[84人]



本町では、ひきこもりに悩む人やその家族が相談できる電話相談のほか、LINE等で相談窓口を設けています。今後も、こころの健康や病気のこと、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方、相談支援やサービスに関する情報などを若者に周知することが重要です。

【こども施策】

①こどもの人権を尊重し、地域で見守る意識を町全体で高めます

こどもの人権を尊重する意識が町全体で高まるよう促進します。また、自分自身を大切にし、相手も大切にする意識づくりにつながる教育を、幼少期から進めます。

取り組む内容
○広報や啓発活動などを通して、こどもの人権を尊重する意識づくりを進めます。 ○身体や生命はもちろん相手の体や生命も大切にする意識、お互いの人権を尊重し合う意識を、保育や療育、学校などを通じて醸成します。

②こどもに悩みを相談できる場所を伝え、相談しやすくします

自分自身が抱える悩み、いじめや暴力を受け困っていることなど、様々な悩みを相談できる場所があることや、救済措置が受けられることを伝えます。また、こどもの人権が侵害された場合の救済体制を整えます。

取り組む内容
○パンフレットや資料を通して、相談窓口の連絡先等の周知を図ります。 ○こころのほっと相談をはじめ、メールやLINEなど非対面で相談できる窓口を周知します。 ○こどもの人権が侵害された場合の救済体制を整え、こども園、学校などを通して救済方法を周知します。 ○心の不調や生きづらさ、ひきこもりなどに対する相談窓口を設置し、支援につなげていきます。

北海道（国）が開設している相談窓口のご案内

親子のための相談LINE



<北海道のホームページより>

子育ての不安や親子関係の悩みなど、家族や家庭について悩んだときに、こどもや、その保護者などが気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談窓口を開設しました。

匿名（LINE上の登録名とアイコン画像のみ）で相談ができ、相談料は無料です。

悩んでいるとき、困っているとき、誰かに話を聞いてほしいとき、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。専門の相談員が対応します。



※厚生労働省が設置した全国共通アカウントです。

※児童虐待など、お急ぎの相談は、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にお電話ください。

管轄の児童相談所が対応します。

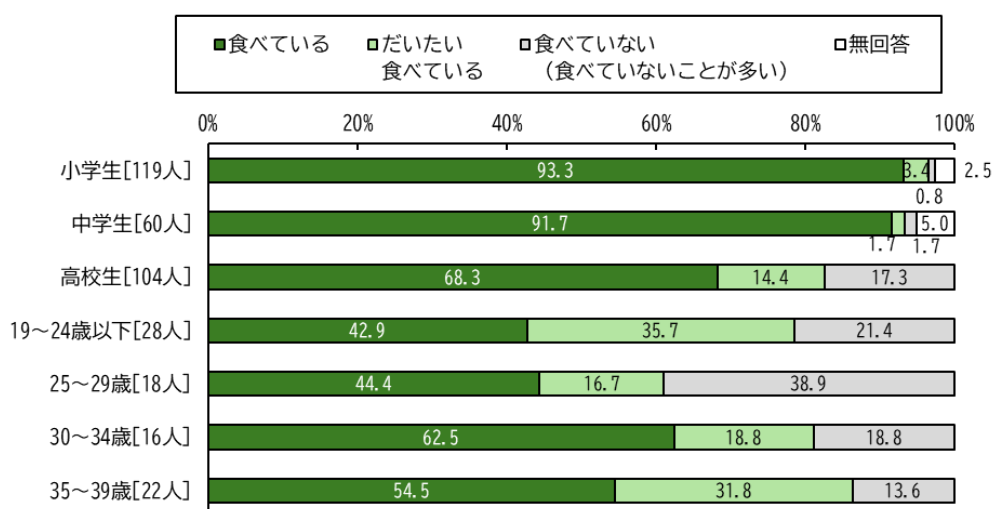
(2) 正しい生活習慣が身につくようにします

【現状・課題】

こどもの生活リズムの向上を図っていくため、乳幼児期には、健診などで朝食摂取の必要性について周知しているほか、学校では「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣を身に付けることを進めています。また、食生活については、小中学校において、栄養教諭が食育指導を行っています。

アンケートで「朝食を毎日食べているか」を尋ねたところ、小中学生は「食べている」が9割以上を占めますが、高校生になると7割程度、19～29歳は5割以下となり、そのうち25～29歳では「食べていない（食べていないことが多い）」が約4割を占めます。健診や広報などを通じて「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣が継続するように促していくことが必要です。

【子育て当事者・高校生・若者アンケート】朝食を毎日食べているか



※小学生と中学生は子育て当事者に尋ねています。

読書活動については、学校、こども園や保育所、学童保育所で図書館の本を読めるようにしているほか、読み聞かせやこどもの読書週間に合わせたイベントなどを行っています。図書館には本町出身の絵本作家「きくち ちき」さんの作品を紹介する「ちきさんギャラリー」や「ちきさんえほんばこ」などがあり、親子で絵本に親しむことができます。今後も児童生徒の読書環境を向上させ、読書習慣が身につくように進めていくことが必要です。

また、インターネット利用の低年齢化が進むなか、インターネットからの有害な情報に影響を受けたり、犯罪被害に巻き込まれたりするこどもが増えています。インターネットの怖さと便利さの双方を理解したうえで適切に使う意識や習慣が身につくようにすることが重要です。

【こども施策】

①食育の推進とともに、食生活をはじめ基本的な生活習慣が身につくように促します

食育や健診、学校教育などを通して、食に関する意識を高め、朝食をとるなど基本的な生活習慣が身につくように促します。

取り組む内容
○こどもの頃からの生活習慣の確立が将来的な生活習慣病予防につながることを啓蒙していきます。
○「本別町食育推進計画」に基づき食育を進めます。

②読書活動を推進します

読み聞かせや読書を通じて、こどもの頃から読解力や想像力、思考力、表現力などを養います。

取り組む内容
○家庭での読書習慣が身につくよう、保護者に対する積極的な働きかけを行います。
○学校、こども園や保育所、学童保育所における読書環境を向上させるとともに、本に関するイベントなどを通じて、読書への関心が高まるように努めます。

③インターネットを正しく使いこなす能力と安全に利用する意識が身につくように努めます

学校で1人1台端末などを通して多様なICTサービスを使いこなす能力を高めていくとともに、インターネット上の危険・脅威から自らを守る意識も持つように促します。

取り組む内容
○学校教育を通じてこどものICT活用のための能力（ICTリテラシー）の向上を推進します。
○インターネットやSNSなどを利用する際のルールやマナーについて啓発活動を行います。



(3) いろいろな遊びや体験ができる場や機会をつくります

【現状・課題】

こどもの遊び場となっている公園は、誰もが安全に利用できるよう、遊具の定期的な更新のほか、幼児でも利用できる遊具への更新やトイレのバリアフリー化などを行っています。公園に関する声はこどもや保護者からも多く、今後もこどもや子育て世帯の目線に立ち、公園の整備や維持管理に努める必要があります。

そのほか町内には、水や生物と触れ合ったり手こぎ・足こぎボートを楽しんだりすることができる義経の里本別公園、ゴーカートやバッテリーカーに乗ることができる交通公園など、特徴のある公園もあります。遊び場、体験の場としての魅力をより一層高めていく必要があります。

学校以外での体験の場、学びの場については、ふるさと学習「ほんべつ学」として、こども向けの講座を開催しているほか、異世代交流や自然とふれあう機会、文化や芸術に触れる機会、スポーツに親しむ機会などを作っています。「ほんべつ学びの日総合事業」として開催する「学び★こどもフェス」は多数の協力団体もあり、多くのこどもや保護者が楽しむ機会となっています。今後も年齢や発達の程度に応じて、多様な遊びや体験ができる機会づくりに努める必要があります。

スポーツ活動については、こどもが所属するスポーツ団体があります。団員数は減少傾向にありますが、指導者の後継者対策などを行い、これからも、こどもが競技を選択する機会や活動する環境をつくっていく必要があります。

国際理解につながる場については、幼児期から英語に触れる取り組みとして、英語の先生を本別町の姉妹都市※であるオーストラリア・ミッチェルから招致し「こども英語チャレンジ」を行っています。今後も「こども英語チャレンジ」を通じて、こども達が本場の英語を耳から覚え、グローバルに活躍する人となるよう育んでいくことが重要です。

そのほか、本町はSDGsの達成に向けて優れた取り組みを提案する「SDGs未来都市」に選定されたことを受け、「義経の里本別公園」をSDGsや脱炭素が学べる公園として整備することを検討しています。本別公園をはじめ町内の資源をいかし、こどもも環境保全・脱炭素化について楽しく学べる機会づくりを進めていく必要があります。

※本町は平成3（1991）年に縁があり、オーストラリア・ミッチェルと姉妹都市を締結し、30年以上にわたり、官民ともに、人、物、心の交流を続けています。

【こども施策】

①公園や施設、道路などが安全で、利用しやすいように努めます

こどもや子ども連れの方などの利用ニーズを把握し、安全に楽しめる公園づくりを進めます。また、施設や道路、公共交通機関についても、こどもや子ども連れの方がより利用しやすくなるよう改善に努めます。

取り組む内容
○「公園施設長寿命化計画」に基づき、本別町の都市公園の施設や遊具の更新・補修・撤去を進めるとともに、「公園施設長寿命化計画」を更新する際には、地域ニーズに合う公園施設・遊具の見直しを検討します。
○勇足へき地保育所や児童公園の遊具の見直しを検討します。
○子育て関連施設における環境改善に努めます。
○歩道拡幅化（バリアフリー）など道路などの段差の解消に努めます。
○循環バスの運行見直しなど、こどもも利用しやすい持続可能な公共交通サービスの確保に努めます。



②いろいろな遊びや体験活動ができる機会づくりに努めます

本別町の地域資源を活用し、住民や関係機関の協力を得ながら、様々な遊びや体験ができる機会や場をつくります。

取り組む内容
○「ほんべつ学びの日」事業は、時代とマッチした取り組みにシフトチェンジし、企画の工夫・改善を図りながら事業をとり進めます。また、「学び★こどもフェス」をはじめ、各種体験活動を通して、親子のふれあい、異世代交流、次世代リーダー育成などを進めます。
○町内の自然に親しみ、学ぶ機会を提供します。
○文化活動に親しむ機会や芸術鑑賞の機会を提供します。
○指導者の後継者対策など助成制度も含め、スポーツ活動の環境を見直しながら、こども達が競技を選択する機会や活動する環境を整備します。
○誰もが参加しやすいイベントや体験活動を開催します。



③国際的な視野を広げ、国際理解を深める機会づくりに努めます

姉妹都市との交流や幼児期から英語に触れる取り組みを進め、異文化や多様な価値観への理解を深められるようにします。

取り組む内容
○こども園、保育所、小学校1・2年生のこどもを対象に「こども英語チャレンジ」を実施します。
○ALTなどの人材を活用し、学校における英語教育を進めます。
○姉妹都市であるオーストラリア・ミッチェルとの交流を進めます。

④持続可能な社会の実現に向けて考え、行動することにつながる機会づくりに努めます

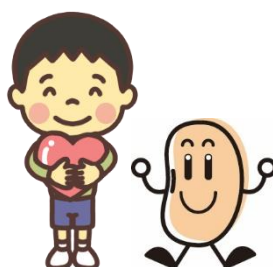
SDGs未来都市に選定された自治体として、環境教育を中心とした地域循環型社会のあり方について、学校教育・社会教育と連携して浸透させられるよう取り組みます。

取り組む内容
○「SDGs未来都市計画」に基づき、本別公園周辺を活用したSDGs学習（STEAM教育）を推進します。
○こどもの頃から環境問題を学ぶ機会を提供するなど、環境教育を進めます。

⑤地域への関心や理解を促す機会づくりに努めます

本別高等学校の「とかち創生学」の支援など、地域への関心が高まることにつながる機会が増えるよう努めます。

取り組む内容
○本別高等学校における「とかち創生学」を通して、地域の課題に興味を持ち郷土愛が育まれるように支援します。



(4) 切れ目のない健康支援、障がい児・障がい者への支援に努めます

【現状・課題】

健康支援については、母子保健、学校保健などを通じて適切な対応に努めています。こどもから若者、さらには子育て当事者になるまで、医療や健康に関する相談支援が切れ目なく、常に受けられる体制づくりに努めていくことが重要です。

また近年は、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行う「プレコンセプションケア」の重要性も指摘されています※。将来の健やかな妊娠・出産までを意識しながら、自らの健康を管理し、より質の高い生活を送ることを促していくことも重要です。

障がい児への支援については、児童発達支援センター（通称：よつば）において、障がいのある児童の療育・発達支援を行っています。幼児健診には児童発達支援センター職員も従事し、支援の必要性を早期に判断しているほか、保護者が気軽に相談できるよう、相談の場も設けています。また、保健、医療、福祉、教育、サービス事業者など関係機関の連携を深め、幼児期から学齢期、進学や卒業後の就労支援などの節目において継続した支援ができるように努めています。今後も、児童発達支援センターを拠点に障害児通所支援サービスの充実を推進するとともに、切れ目のない支援に努める必要があります。

※プレコンセプションケアについては、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（改定）」において、「男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進する」と示されています。



【こども施策】

①切れ目なく健康支援が行える環境づくりを進めます

健康支援に関する情報のデジタル化や医療機関等との連携などを進めることで、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を行います。

取り組む内容
○乳幼児期・学童期の健診・予防接種など健康等情報のデジタル化と利活用を進めます。 ○プレコンセプションケアを含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することが必要です。

②病気や障がいに対して必要な支援を行います

関係機関と連携を図り、母子保健事業を通して早期発見・早期療育に努めるとともに、「個別の支援計画」に基づき支援するとともに、家族の介護負担の軽減に努めます。また、重症心身障がい児や医療的ケア児など専門的支援が必要なこどもが適切な支援を受けられるための体制の確保に努めます。

取り組む内容
○障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援、障害児相談支援の充実を図ります。 ○児童発達支援センターで発達検査を実施し、こどもが得意・苦手を感じていることを把握し相談支援に活かします。 ○発達特性を見るための5歳児健診や保護者が気づける方法、キッズサポートの有効的な活用について検討します。 ○保護者の負担等を軽減する支援の充実に努めます。 ○定期的にコア会議（保健福祉課、健康管理センター、児童発達支援センター）を開催し、情報の共有に努めます。 ○義務教育修了後も安心して本別で暮らすための生活支援、就労支援について、関係部署や関係機関とともに実施していきます。 ○重症心身障がい児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保に努めます。

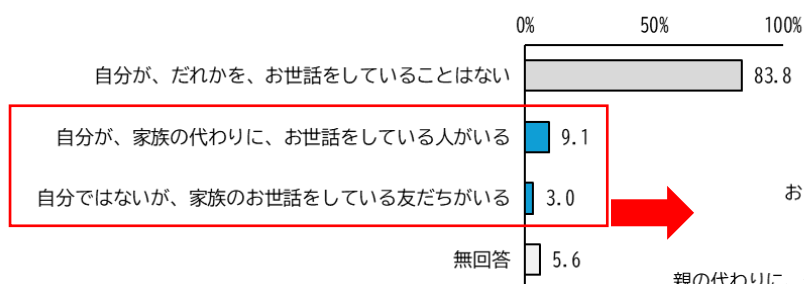
(5) 貧困や介護などであきらめや生きづらさを感じている子どもを支援します

【現状・課題】

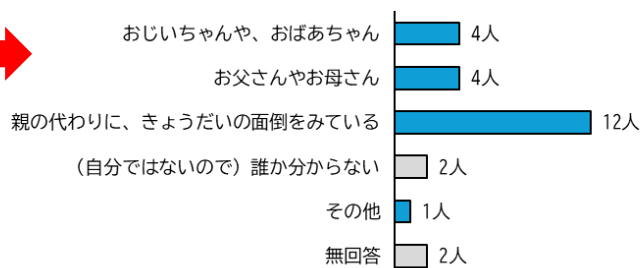
家庭の経済状況により日々の食事に困ったり、遊びや習いごと、部活などに参加する機会を十分に得られなかったり、進学を諦めざるを得なかったりする「子どもの貧困」が社会問題になっています。貧困により子どもが未来の選択肢を狭められ、あきらめや生きづらさを感じることがないように、本別町においても留意し取り組んでいく必要があります。地域や学校との関りが少ない（ない）子どもや家庭については、どのような課題やニーズがあるのか把握し、貧困によって社会から孤立しないようにすることも重要です。

また、家族の介護や日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者（ヤングケアラー、若者ケアラー）については、子ども・若者育成支援推進法において国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。介護や世話が日常化することで、勉強や部活、友だちと過ごすなど「子どもとしての時間」を持てない状況にあっても顕在化しづらいことがあり、子どもやその家族を取り巻く関係者が連携し、早期に発見・把握し、必要な支援につなげていく必要があります。本別町においても、アンケートで「親の代わりにきょうだいの世話をしている」という回答があり、今後も状況を把握し、必要に応じて対応していく必要があります。

【小中高アンケート】家で、いつもお世話をしている人はいるか[197人]



【小中高アンケート】お世話をしている相手[23人]



児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しているなか、国は、子育て世帯を包括的に支援する体制を強化するため、児童福祉法等の一部を改正するなど、虐待の未然防止や解消に力を入れています。

本別町では、養育支援が必要な家庭に関する情報を産科医療機関と共有し、親子支援システムの活用や関係機関との連携により虐待の未然防止に努めているほか、案件が発生した際には要保護児童対策協議会個別ケース会議において対応策を協議し、迅速な対応に努めています。今後も同協議会において共有すべき情報や連携体制等について確認するとともに、虐待の早期発見、早期支援に努める必要があります。

【こども施策】

①生活が困難な状況にあるこどもやその家庭を支援します

生まれ育った環境によってこどもの現在や将来が左右されることがなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な支援や環境整備を進め、教育の機会均等を図ります。

取り組む内容
○相談支援や各種保健活動を通して、生活が困難な状況にあるこどもやその家庭の状況を把握し、課題解決に向けて取り組みます。
○生活が困難な状況にあるこどもやその家庭を対象に、就学援助、経済的支援、就労支援などを行います。

②ヤングケアラーの実態を把握し、支援します

ヤングケアラーは各種支援の対象であることを周知するとともに、ヤングケアラーの早期発見・把握に努め、必要な支援につなげます。

取り組む内容
○ヤングケアラーについて理解を深める広報や啓発活動を行います。
○ヤングケアラーとなるリスクが高い家庭を把握した際は、関係機関と連携し必要な支援を行います。

③社会的養護を必要とするこどもを見守り、こどもへの虐待を未然に防ぎます

あらゆる子育て世帯が虐待と無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある保護者（養育者）を支援し、虐待につながることを未然に防ぎます。

取り組む内容
○保護者（養育者）のＳＯＳサインを見逃すことがないよう、母子保健活動の中で支援していきます。
○子育てを負担に感じている保護者を適切なサービスにつなげ、育児ストレスの解消に努めます。

(6) 犯罪や事故などから子どもを守ります

【現状・課題】

新生児、乳幼児の事故を防止するため、新生児訪問時に小児救急医療情報に関するパンフレットを配布しているほか、乳幼児健診時に事故防止パンフレットの配布、健診アンケートによる確認・指導を行っています。また、子育て支援センターが開催するリフレッシュ講座において救急救命講座を実施しています。

本別消防署では、小さな子どもを持つ親を対象に救急講習を実施し、人形を使った人工呼吸やAEDを使用する体験機会を作っています。そのほか、小さな子どもに起こりやすい事故事例などを紹介し、予防策や対処法について理解を深めてもらい、事故の発生を未然に防止できるよう努めています。未就学児には、着衣着火や火薬の危険性を理解してもらうために行う「おもちゃ花火教室」や、火災時の避難方法や初期消火を体験してもらうため、煙道訓練やバケツリレーなどを行う「幼年防火フェスティバル」で防火・防災教育を実施しています。

交通安全に向けた意識啓発については、チャイルドシートの無料貸し出し、小学生を対象にした交通安全教室などを行っています。そのほか登校時には、すきやきたいの会員によりこどもの見守りが行われているほか、地域住民の協力により、こどもが被害にあったり危険を感じたりした時に駆け込める「こども 110 番の家」を、通学路を中心に設置しています。

今後も、犯罪や事故等から自らを守る意識を高めながら、危険を未然に防ぐ取り組みを進めていくことが重要です。

自然災害が全国で発生するなか、こどもが被災者となることも増えています。本別消防署では、本町の火災予防普及啓発・広報活動を担う女性消防団員が、園児に対し、災害時に自分の身を守る正しい対応を取れるよう遊びながら学ぶことができるカードゲーム「防災ダック」を実施し、幼少期からの防火防災教育を行っています。

今後も、こどもの防災意識を高めるとともに、こどもの目線で災害時への備えを確認することや、こどもらしくいられる空間をつくるなど、こどもの避難生活を意識した避難所運営の準備が必要です。

【こども施策】

①こどもに起こりやすい事故を未然に防ぎ、犯罪やトラブル、交通事故から守ります

こどもに起こりやすい事故を把握・周知し、事故の発生を未然に防ぎます。また、こどもや保護者等に対して、インターネットによる犯罪やトラブル、交通事故などから身を守る意識や対策を普及啓発します。

取り組む内容
○新生児、乳幼児の事故防止について、あらゆる機会を通じて引き続き周知を徹底します。 ○安全教育を通じて、防犯や交通安全に対する意識の向上に努めます。 ○地域ぐるみの交通安全・防犯活動により、安全な環境づくりを進めます。 ○「こども 110 番の家」の定期的なメンテナンス（旗・ポール等）とともに、登録者の拡大を行います。特に日中駆け込みが出来る場所（事業所等）が少ないので事業所に協力を依頼します。 ○必要に応じて防犯灯の追加設置や撤去を行うとともに、不点灯箇所等のチェックとメンテナンスを行います。

②こどもの目線で災害時への備えを確認し、充実に努めます

こどもに対する防災教育を行うとともに、こどもや子育て世帯の目線で災害備蓄や避難所運営への備えを充実させます。

取り組む内容
○防災を学ぶ各種機会を通じて、防災に対する意識の向上に努めます。 ○乳幼児用のミルク、おむつなど避難所への備蓄や避難所運営の環境などについて、こどもや子育て世帯の目線をふまえて充実させます。

③こどもの非行を防止します

こどもが抱える問題を早期把握し、解決に向けて支援するとともに、非行に走ったり、犯罪の被害に遭ったりすることを防ぎます。

取り組む内容
○学校や関係団体、地域と連携し、こどもが非行に走らないよう、相談支援や解決のための支援を行います。 ○各学校での非行防止教室をはじめ、啓発活動などを通して、非行や犯罪被害の未然防止に努めます。

2 ライフステージごとの視点、課題をふまえた取り組み

(1) 幼児期までに必要な支援を行います

【現状・課題】

健康管理センター内に開設された子育て世代包括支援センターでは、相談支援などを通じて、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援に努めています。

不妊に悩む方に対しては、不妊に関する相談や不妊治療に関する情報提供、専門医療機関の紹介を行っています。令和5（2023）年度より不妊治療費は保険適用となりましたが、妊娠を希望する夫婦への経済的支援のため一般不妊治療及び特定不妊治療費の自己負担分、保険適用外の先進医療の費用を助成しており、令和6（2024）年度からは交通費も助成しています。不妊に関する悩みは多岐にわたるため、助成に関する周知とともに、必要に応じて適切な専門家の面接相談につなげていくことが必要です。

産前の支援として、母子手帳、後期受診券発行時には保健師による面接を行い、妊娠中から子育てにイメージがつくよう支援し、心配な点がある場合は、個別訪問や医療機関への連絡を行うなど、きめ細かな対応に努めています。父親に対しては、母子手帳・後期受診票発行時に妊夫体験を実施しているほか、パパ向けのパンフレットを配布しています。面接や相談を通じて、不安やストレスの解消に努めるとともに、情報提供手段も工夫し早めに伝えることが重要です。なお、多くの人が妊娠を肯定的に受け止めていますが、肯定的に捉えることができない人、不安が強い人もいるため、2回の面接だけでなく、個別相談でも妊娠の受け止めを確認し、お産に向けた心身の準備を整えられるようにしていくことが必要です。

産後の支援として、健康管理センターでは、子育て中の母親同士の交流や、子育て支援センターとの顔つなぎを行っているほか、子育てに関する悩み相談なども行っています。子育て支援センターの利用が少ない家庭（母子）もいるため、利用状況に関わらずストレスや不安が軽減・解消するよう支援していくことが必要です。また、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う「産後ケア事業（訪問型・デイケア型）」を行っており、助産師による授乳指導、育児指導を受けることで不安軽減につながっています。今後も助産師と連携を取り、不安軽減に努めた支援を継続していくことが必要です。

母子の健康を守り、育児への不安を軽減するため、乳幼児健診、育児相談、予防接種、新生児訪問、子育て応援アンケートなどを行っています。乳幼児健診の受診率は100%で、未受診者がいた場合、家庭訪問や電話など個別対応し、乳幼児、保護者の状況を確認しています。最近ではインターネットで調べられることが増え、ネットの意見に左右されて悩む親や、具体的な情報や解決策を求める親も多いなか、正しい情報を選択することや、発達のペースには個人差があることなどを伝えながら、より具体的な支援ができるようにしていくことが必要です。

離乳食については、乳幼児健診時に栄養指導を行い、必要に応じて個別に対応しています。細かな内容を伝えることが必要な保護者も増えており、月齢に応じた離乳食について、より具体的でわかりやすく指導することが必要です。

【こども施策】

①産前・産後の不安、育児のストレスなどを軽減・解消し、安心して出産、育児ができるよう支援します

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や不安の解消に努め、安心して生まれてくるこどもを迎えることができるよう支援します。また、育児相談や各事業を紹介し、利用してもらうことで、ストレスや不安が軽減・解消するよう支援します。

取り組む内容
○不妊に関する相談支援や一般・特定不妊治療、不育症治療の費用を助成します。
○里親となることを希望する方に対し、里親制度等の周知や情報提供をします。
○こども家庭センター（令和8年度設置予定）の周知とともに妊娠した場合の相談機関の周知を行い、望まない妊娠をした場合でも1人で抱え込まず相談できるようにします。
○面接や相談を通じて、妊娠を肯定的に捉え、親になることを自覚し、満足のいくお産が出来るように働きかけます。
○相談先や育児サービスを周知するとともに、妊娠や子育てに関する相談をLINEで行える体制づくりを検討します。
○妊婦健診、歯科健診を周知し、妊婦健診未受診に対して家庭訪問や電話等による確認を行うとともに、受診率が低い歯科検診については受診の必要性を伝え受診勧奨します。
○産後ケアについては、小さな悩みでも利用できることを周知し利用を促進します。
○妊娠中の喫煙や育児中の喫煙が、低出生体重児、呼吸器疾患のリスクになることを、夫婦で母子手帳交付に来所される機会等を通じて伝えます。

②こどもの健康を守ることができるよう支援します

こどもの月齢に応じた発達を伝え、周りに左右されず個人差を受け止め子育てができるよう働きかけるとともに、保護者自身がこどもの発達過程を認識し、こどもの現象に対する原因を見出し、自ら解決方法をうみ出せるよう支援します。また、母子保健事業、子育て支援事業において育てにくさを感じる親の早期発見・適切かつ継続的な支援を行います。

取り組む内容
○新生児訪問、子育て応援アンケート、乳幼児健診などを通じて保護者の困りごと、不安に対して具体的な助言を行い、不安軽減に努めるとともに、疾病等の早期発見・支援を行います。
○親がこどもの発達特性を理解できるよう、言葉の発達、行動面などの発達特性について情報提供を行います。
○月齢に応じた離乳食について、より具体的でわかりやすい指導に努めます。
○乳幼児健診の未受診者を把握し、家庭訪問や電話等による確認を行います。
○こども家庭センター設置に伴い、要支援家庭にサポートプランを作成し効果的な支援を行います。
○こころのほっと相談など相談窓口の周知、悩みに応じた個別性のあるパンフレットの配布を行います。
○早期相談・療育につなげるため5歳児健診実施に向けて計画を進めます。
○保育施設での集団フッ素洗口を継続するとともに、フッ素洗口の効果や個別のフッ素洗口を周知し、受診者の増加をめざします。

（２）学童期・思春期に必要な支援を行います

【現状・課題】

こどもの健康状態を把握するために実施している体格調査の結果を見ると、肥満度が高く、改善しにくい状況であり、正しい食生活や運動習慣が生活習慣病予防につながることを、こどもや保護者に伝えていく必要があります。

小中学校では給食や保健に関する指導を通じてこどもの健康の維持・向上に努めているほか、飲酒・喫煙・薬物に関する指導を行っています。スマートフォンやテレビ等の見過ぎによる頭痛や視力・聴力障害など、様々な障害がこどもに生じており、センターだよりなどの文書を通じて健康問題などについて周知するなど改善に向けて指導していく必要があります。

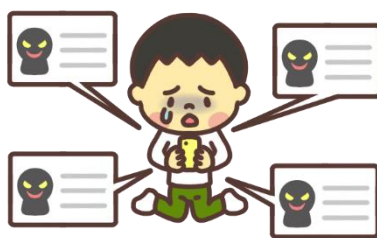
また、中学校の保健体育では、性に関する知識を身につける学習を実施しています。十勝管内の性感染症全数に占める10代の割合は全国に比べると高めであることもふまえ、必要な内容を学校側と検討しながら、効果的な性教育の推進に努める必要があります。

GIGAスクール構想※¹により1人1台端末・高速通信環境などの整備が進み、デジタル技術を活用した、これまでとは異なる学びの姿が広がっています。国は「教育DX※²（こどもの学びのDX）の推進」を大きな方針の1つに掲げており、本別町においてもデジタルを活用した教育を進めていくための環境整備が今後も必要です。

学校と企業・地域が連携して開催する職場体験（インターンシップ・キャリア教育）は、勤労観、職業観を身につけ、社会における協調性やリーダーシップを学ぶ機会となっています。成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する主権者教育、学習指導要領の改定で必修となった金融教育など、時代の変化により学校教育の内容も変わってきており、本別町においても推進していく必要があります。

「いじめ」に特化した法律「いじめ防止対策推進法」が施行され10年が経ちましたが、いじめによる自殺や不登校などの「重大事態」の件数は全国で増加しており、近年はSNS上で起きる「ネットいじめ」も増えています。他者の人権を尊重する意識の醸成とともに、相談やアンケート調査等を通じた実態把握を行い、的確な対応をとることが重要です。

また、不登校の状態にある小中学生は全国で増加しており、その対策や解決等が課題となっています。本町は全国と比べて不登校の状態にある小中学生の割合は低いものの、ニーズに応じた多様な学びの場の確保に向けた取り組みが必要です。



国は、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となつて子ども達を育む「地域とともにある学校づくり」を推進しており、本別町でも勇足地区、本別・仙美里地区の2地区において「学校運営協議会」を設置し、保護者・地域住民とともに運営する「コミュニティ・スクール」として、特色ある学校づくりを進めています。今後も、地域や学校の課題について協議・検討できる体制を継続していくことが必要です。

※1：全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する国の取り組みです。

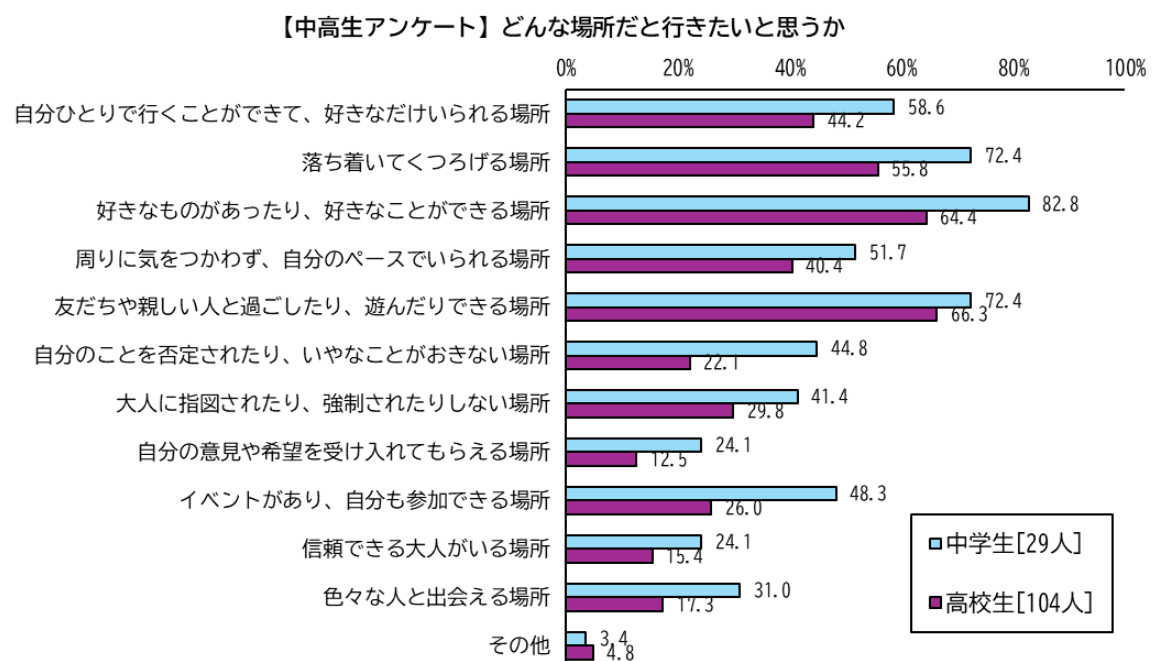
※2：デジタルトランスフォーメーションのことで、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへ変革することです。

近年、子どもが遊んだり、何もせずにいられたり、好きなことをして過ごす「居場所※」が重視されており、子どもからも居場所が求められています。

町内には2つの学童保育所があるほか、市街地には児童館1か所が設置されています。このほか、公園や図書館、学校の図書スペースなどが子どもや若者の「居場所」となっています。

中高生アンケートで「どんな場所だと思いたいか」を尋ねると、「好きなものがあつたり、好きなことができる場所」「落ち着いてくつろげる場所」「友だちや親しい人と過ごしたり、遊んだりできる場所」などが多くあげられています。今ある施設を活用したり、新たな場所を増やしたりする際には、こどもの声を聞きながら、居場所づくりを進めていくことが必要です。

※国は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において「居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、子どもが生きていく上で居場所があることは不可欠」とし、居場所づくりを推進しています。



【こども施策】

①学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を進めます

身体面や精神面の発達や変化が著しい時期である学童期・思春期に、こどもが自らの心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう支援します。

取り組む内容
○こどもの健康状態を把握するため、関係機関の協力を得て体格調査を実施します。 ○保健だよりや給食だより、研修講座等を通じて、成長に合わせた肥満対策の必要性や、こどもの頃からの生活習慣の確立が生活習慣病予防につながることを啓蒙します。 ○成長・発育に必要な食生活と健康を関連付けて捉えられるよう必要な情報を伝えます。 ○健康・体力・学力の具体的な関連について、周知と理解を求める取り組みを進めます。 ○外部講師(栄養教諭、保健師)等による食の指導の実践を推進します。 ○親子を対象にした運動講話・教室を開催します。 ○希望者に対してフッ化物洗口を実施するほか、歯磨き指導は中学生に対しても推進し充実を図ります。 ○センターだより、文書などを通して、スマートフォン等の長時間使用による健康問題について周知していきます。 ○喫煙・飲酒・薬物への正しい知識の普及に努めます。 ○生徒の状況に応じて、必要な内容を学校側と検討しながら性教育を推進します。

②時代やニーズに応じた教育環境や校務環境の改善に努めます

教育や校務のDXを推進し、こども達の特性や理解度に合った授業を行いやすくするほか、教員の業務効率を向上させ、働き方改革の推進につなげます。

取り組む内容
○1人1台端末の活用、さらなる活用をするための環境整備を進めます。 ○A I型学習ドリルを活用し、個別最適な学びを進めます。 ○教員の業務効率向上のため、校務DXを推進します。



③将来について考える機会をつくとともに、成年年齢を迎える前に必要となる知識や意識を学ぶ教育を行います

将来の職業や生き方について考える機会となるキャリア教育を行います。また、成年年齢引き下げに伴い、主権者となり、金融に関する様々な契約ができるようになる中で、主権者教育や金融教育を通じて主権者として求められる力や金融リテラシーの向上に努めます。

取り組む内容
○各校の取り組みを尊重し、地域と学校をつなぎながら職場体験（インターンシップ・キャリア教育）を推進します。
○発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等について学ぶ主権者教育を推進します。
○金融や経済に関する正しい知識や判断力（金融リテラシー）を身に付けるための金融教育（金融経済教育）を推進します。

④いじめの未然防止や実態把握に努め、発生した時には的確に対処します

いじめは相手の心を深く傷つけ、人権を侵害し、命の危険にも及ぶあってはならない行為であることを啓発するなど、いじめの未然防止に努めるとともに、積極的な認知、早期発見・早期対応に努めます。

取り組む内容
○いじめについて相談できる窓口を周知します。
○スクールカウンセラーによる相談支援のほか、人権教育や年2回のいじめに対するアンケート調査を実施し、いじめの未然防止・早期対応に努めます。

⑤不登校を未然に防ぐことに努めるとともに、不登校のこどもを支援します

学校など関係機関と連携しながら、不登校につながる可能性のあるこどもの心や体調の変化に早期に気付くよう努めるとともに、不登校のこどもが、学びの機会を確保できるよう支援します。

取り組む内容
○こどもや保護者が悩みを相談しやすい環境づくりに努めます。
○定期的な生徒指導交流会の実施や教育委員会からの学校訪問等を通して情報の共有を図ります。
○学校になじめないこどもへの支援について、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有し、個々に対応した支援に努めます。

⑥地域と学校が連携してこどもを育む環境づくりを進めます

コミュニティ・スクールの運営や総合型地域スポーツクラブ創設に向けた取り組みを通して、地域とともにこどもを育む環境づくりを進めます。

取り組む内容
○コミュニティ・スクールにおいて地域や学校の課題を整理し、有効な支援策を保護者や地域住民で協議・検討し、その結果を学校運営に反映させながら、特色ある学校づくりを進めます。
○部活動の地域展開に向けた検討を進めます。

⑦居場所と思える場づくりを進めます

こどもにとってよりよい居場所が町内に増えるよう、こどもの声を聴きながら居場所となっている既存の場の充実、新たな居場所づくりを進めます。

取り組む内容
○学童保育所や児童館、図書館など、こどもの居場所となっている既存の公共施設の環境の充実に努めます。
○こどもが求める居場所のニーズを把握し、新たなこどもの居場所（こどもの第三の居場所）づくりを進めます。



(3) 若者に必要な支援を行います

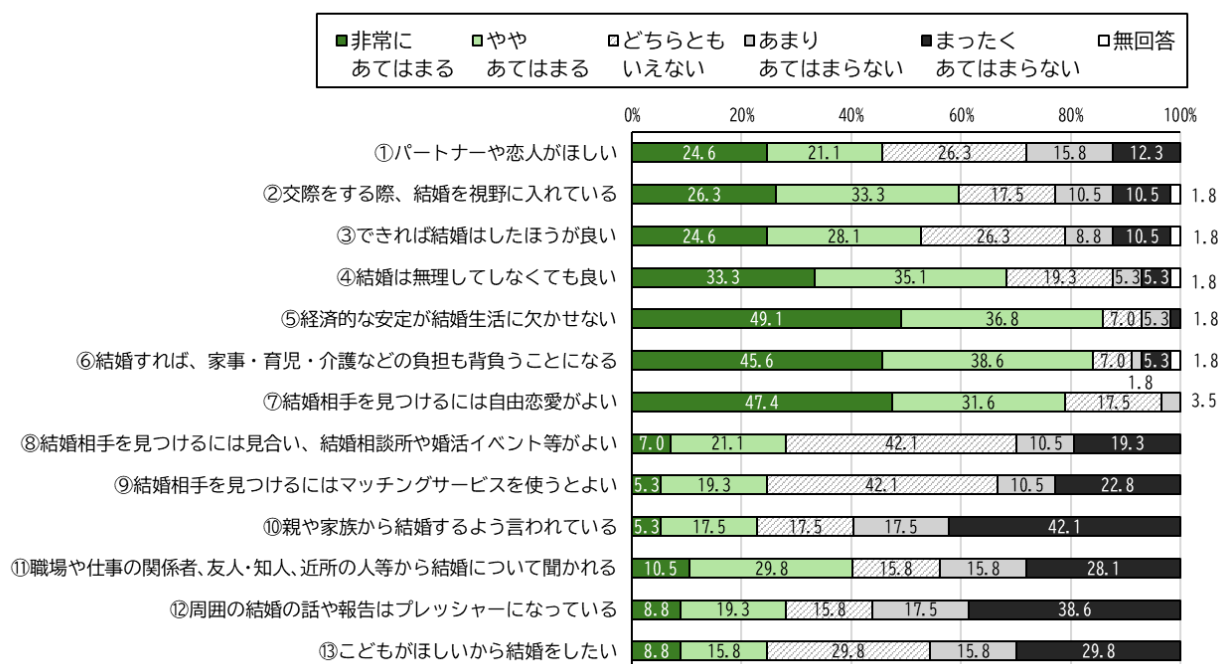
【現状・課題】

国は、地方創生に向けた取り組みとして、若者が全国どの地域に暮らしていたとしても、将来への展望を持って生活できることを進めており、その一環として、安定した就労の経験が少ない若者や、就労にあたり困難を抱える若者等への就職支援や職場定着に向けた支援を実施しています。本別町においても、そのような若者に情報が届き支援につながるようにしていくことが必要です。

若者アンケートで未婚の方に結婚や恋愛に関する考え方を尋ねると、半数の人は「③できれば結婚はしたほうが良い」と考えている一方で、それ以上の割合で「④結婚は無理してしなくても良い」と考えている※など、結婚に対する考えは多様化しています。

※「非常にあてはまる」または「ややあてはまる」と回答した割合を見ると、「③できれば結婚はしたほうが良い」は52.7%を占める一方、「④結婚は無理してしなくても良い」も68.4%を占めます。

【若者アンケート・未婚の方】結婚や恋愛に関するこれらの見方や意見に、自分はあてはまるか [57人]



国の調査結果によると、結婚を希望しながらも結婚に至らない理由として、適当な相手にめぐり合わないことなどがあげられており※、若者の意向をふまえながら、出会いの機会・場づくりや結婚に伴う新生活の支援などを行っていくことが必要です。

※令和3（2021）年に国立社会保障・人口問題研究所が行った「出生動向基本調査（独身者調査）」では、25～34歳の未婚者に独身でいる理由に、男女ともに「適当な相手にめぐりあわない」（男性43.3%、女性48.1%）が最も多く回答されています。（次いで多いのは「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」など）

【こども施策】

①若者が望む就職や働き方を支援します

就職を希望する若者が仕事を見つけ、職場に定着できるよう、情報提供などを通して支援します。

取り組む内容
○就労相談を受けた方に、若者サポートステーションなど支援機関についての情報を提供します。 ○ハローワークの求人情報を周知します。

②結婚を希望する方の出会いや新生活を支援します

これまでの実施状況を検証しつつ、若者の意識や考え方に沿った効果的な結婚支援を推進するとともに、結婚に伴う新生活への支援に努めます。

取り組む内容
○結婚や出会いに関する相談窓口を通して、悩みの解消に努めます。



3 子育て世帯への支援

(1) 家庭や地域における子育てを支援します

【現状・課題】

妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を行う場として、健康管理センター内に開設された子育て世代包括支援センターがあるほか、子育て支援センターや役場窓口でも相談を受け、支援につなげています。令和8（2026）年度には「こども家庭センター」を設置し、中心的な役割を担うこととなります。

町内には教育・保育サービスを行う場として、学校法人の幼保連携型認定こども園ほんべつと認可外保育所（勇足へき地保育所）があります。

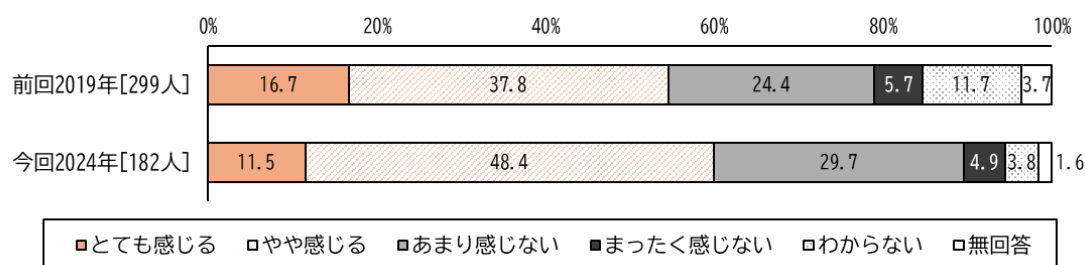
認定こども園ほんべつは、子育て支援センターを併設し、子育て中の保護者のよりどころとなるなど、本町におけるこども・子育て支援の拠点として大きな役割を担っています。

こどもを預けられる親族が近くにいない家庭や共働きの家庭が増えるなか、一時保育の利用を促進しています。きちんとした理由がないと預けにくい、預けてまで外出してよいのかという罪意識やためらいによって子育て当事者の孤独や不安、虐待につながらないように、休息やリフレッシュの大切さを伝え、支援していく必要があります。

子育て支援センターでは、ファミリーサポートセンター「すきやきたい」を運営しています。「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員となる相互援助制度で、一時的なこどもの預かりのほか、声かけ運動や相談活動など、様々な活動を行っています。一時的な手助けを求めている子育て中の保護者は多く、今後も、すきやきたいの周知や利用促進が必要です。

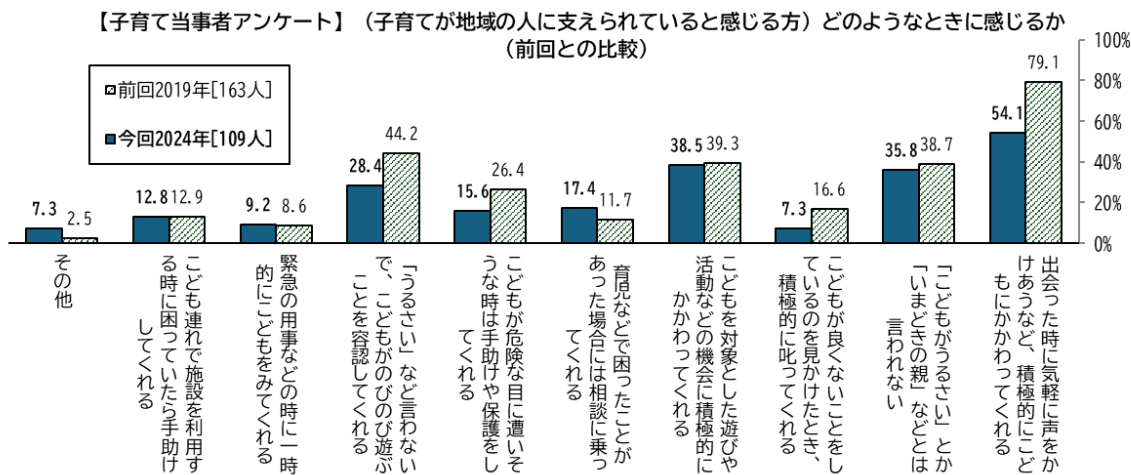
子育て当事者アンケートで「子育てが地域の人に支えられていると感じるか」を尋ねたところ、肯定的な意見（「とても感じる」と「やや感じる」の合計）は前回よりも高いですが、「あまり感じない」も前回に比べて高くなっている状況です。

【子育て当事者アンケート】子育てが地域の人に支えられていると感じるか（前回との比較）



肯定的な意見の方に理由を尋ねると、前回と同じく「出会った時に気軽に声をかけあうなど積極的にこどもにかかわってくれる」が最も高いですが、数値は前回より低くなっています。

高齢化が進み、こどもがいない世帯が増える中、直接的な活動に関わらなくても、応援する気持ちを持ちながら、日常生活の中でこどもを見守る意識を高めていくことが重要です。



働き方改革を推進する関係法案が整備され、就労時間の短縮や休暇の積極的取得が呼びかけられるなか、本町の民間事業を含め、多くの民間事業所では働き方改革が十分に進んでいる状況ではないのが現状です。今後も仕事と子育ての両立支援につながる意識啓発活動を推進していくことが必要です。そのほか、男性も育児休業を取得しやすい環境にするなど、男女に関わらず積極的に子育てに関われるよう支援していくことも重要です。

【こども施策】

①教育・保育に関わる各種事業を推進し、その充実に努めます

「地域子ども・子育て支援事業」など教育・保育に関わるサービスを周知するとともに、内容の充実や利便性の向上に努めます。また、事業を進める上で欠かせない、幼児教育・保育を支える人たちの確保に努めるとともに、地域ぐるみで子どもを見守り応援する意識の醸成に努めます。

取り組む内容
○広報媒体や母子手帳アプリ（母子モ）等を通じて、預け先や活用できる子育てサービスの紹介、リフレッシュすることの意味、子どもを預けるメリットなどを発信します。
○一時保育など、すきやきたいの幅広い利用を促進します。
○子どもや子育て支援に関する情報を積極的に発信し、地域住民の子どもや子育てへの関心を高め、参加を促します。
○処遇改善・負担軽減などにより、幼児教育・保育を支える人たちの確保に努めます。

②仕事と子育てを両立できる環境づくりを促進します

それぞれの家庭の事情やニーズに応じた柔軟な働き方ができることで、ワークライフバランス※が進むよう促進します。

取り組む内容
○ワークライフバランスの推進に向けた広報啓発を行います。
○性別に関わらず育児休業の取得などにより、柔軟な働き方や仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進します。

※仕事（ワーク）とプライベートな生活（ライフ）の両方を調和させ、バランスを取ることです。

(2) 子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます

【現状・課題】

国は、幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を推進しています。

本別町においても、こどもに係る医療費の無償化や、保育料の独自軽減、多子世帯に対する保育料の無償化、就学前児童に対する給食費の無償化など、子育て世代の経済的負担軽減に努めています。

本町では、住宅を新築、購入、改修する際に費用の一部を助成しており、子育て世帯への住宅支援にもなっています。公営住宅については、ユニバーサルデザインに基づいた建て替えや改修を行ない、こどもも含め、誰もが安心して暮らせる住宅として整備しています。子育てにやさしい住まいが増えるよう、支援を引き続き行っていく必要があります。

【こども施策】

①保育や教育に関する経済的負担の軽減に努めます

国が進める経済負担軽減に関する事業の周知を行いながら、町独自の取り組みにおいても、保育や教育に関する経済的負担の軽減に努めます。

取り組む内容
○こどもに係る医療費を無償化します。 ○保育料の独自軽減や多子世帯に対する保育料の無償化など保育に関する負担軽減に努めます。

②安心して住める住宅づくりを支援します

経済的負担が特に高い住宅について、公営住宅の整備や住宅取得・改修への支援を行います。

取り組む内容
○子育て世帯等に向けた公営住宅の整備に努めます。 ○住宅取得助成事業、住宅改修等助成事業などを通して、子育て世帯の住宅支援に努めます。



4 こども施策を進める体制づくり

(1) こどもの意見反映や活動支援に努めます

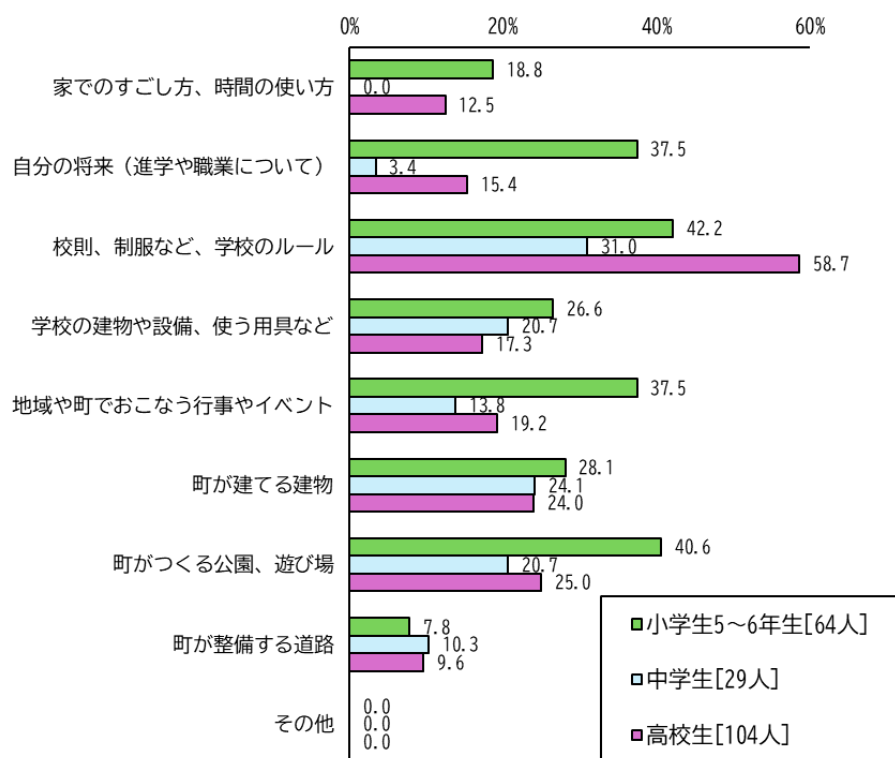
【現状・課題】

「こどもまんなか社会」を掲げる「こども基本法」には、基本理念の一つとして、「全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、こどもに関する政策を決める際、当事者らの意見を聴くことを国と地方自治体に義務付けています。

本別町では、計画策定時に実施するアンケートでこどもの意見や意向の把握を行っているほか、学校教育や社会教育においてもこどもの意見を尊重するように努めています。今後も、まちづくりの各分野を進めるにあたって、こどもの意見の反映に留意していく必要があります。

小中高アンケートで「こどもや若者の意見も参考にしてほしいと思うこと」を尋ねると、小中高で回答傾向に差が見られます。年齢によって変化する意向をふまえ、意見の収集に努める必要があります。

【小中高アンケート】こどもや若者の意見も参考にしてほしいと思うこと（小中高の比較）



本町では、清掃活動など地域活動にこどもが参加しているほか、こどもや若者が主体となって活動している団体として、中高生ボランティア団体「HVC（本別ボランティアクラブ）かめ」などがあり、活発に活動しています。

今後も、こどもの声を聴くことに加え、こどもとともに、地域の活性化や地域活動の解決に取り組んでいく必要があります。

【こども施策】

①こどもや若者の意見を聞き反映させます

こどもや若者が意見を表明する権利について町全体で理解を深めるとともに、こどもや若者が意見を言える機会を増やし、意見の収集・反映に努めます。

取り組む内容
○アンケートや住民協議会等を実施する際、こどもや若者からの意見を聴取する機会を設けます。
○こども・若者も含め、多様な世代の小グループ、各種団体等からの希望に応じ、ミニ懇談会を開催します。
○図書のリクエスト受付、アンケートなどを通して図書館に対するこども・若者のニーズ把握に努めます。
○学童保育所や児童館などこどもの居場所となっている施設づくりについて、こどもの意見の反映に努めます。

②こどもや若者主体の活動を支援します

地域活動などに、こどもや若者の参画を促進するとともに、こどもや若者が主体となって活動する団体等との連携を深め、それらの活動を促進します。

取り組む内容
○こどもや若者世代に、地域活動やまちづくり活動への参加を呼びかけます。
○ジュニアリーダー研修会やボランティア活動、自主研修会など、こどもや若者が中心となる活動を支援します。



(2) こども施策を進める体制を強化します

【現状・課題】

こども施策はまちづくりの幅広い分野に及び、対象も妊婦から若者まで幅広い年代です。

こども施策を着実に進めていくには、関係する課や関係機関それぞれが、こどもの気持ちや目線を意識して進めていく必要があります。

また、国とともに本計画がめざす「こどもまんなか社会」を実現するには、潜在的なニーズも含め、支援が必要なこども・若者を早期に把握し、適切な支援につなげることが重要です。そのためには、SNSなどこどもや若者とつながりやすい手段を用いて、こども・若者が支援（SOS）を求めてくるのを待つことなく、積極的に情報を発信・提供する「プッシュ型」の情報発信や、こどもや若者がいる場に出向いて支援する「アウトリーチ型」の支援を行ったり、支援の場につなげていく必要があります。

個人情報の適正な取扱いを確保しながら、こどもや家庭の状況、支援などに関する情報を共有し、プッシュ型・アウトリーチ型支援の普及に努めていくことが重要です。

【こども施策】

①こどもやその家庭の状況を把握し、適切な支援が行える体制づくりを進めます

こどもやその家庭の状況を共有し、プッシュ型・アウトリーチ型支援が行える体制や環境の整備に努めます。

取り組む内容
○「こども家庭センター」を整備し、機能の強化に努めます。
○こどもや若者を見守り支援する横断的な組織の機能強化に努めます。
○個人情報の適正な取扱いを確保しながら、こども・若者に関するデータの共有、利活用に努めます。

第3章 子ども・子育て支援事業と母子保健に関する主要指標

本計画は「こども施策」を示すもので、関連する事業については別途進捗を管理することとしますが、これまで「子ども・子育て支援事業計画」で示していた「特定教育・保育施設事業」と「地域子ども・子育て支援事業」については記載することが定められているため、本章で示すこととします。

加えて、本町ではこれまで「母子保健計画」において「健やか親子 21※」で示された指標を位置づけ、事業の検証や評価を行ってきたことから、これらの指標についても本章で示すこととします。

※21 世紀の母子保健の主要な取り組みを示したビジョンで、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現をめざしています。

1 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成します。この計画に示す内容は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までを期間とする第3期分にあたります。

計画には、

- 「特定教育・保育施設事業」と「地域子ども・子育て支援事業」を示す
- それらの事業の「量の見込み（各事業を利用する人数をどの位見込んでいるのか）」と「確保方策（どのような提供体制で事業を行うのか）」を示す
- それらの事業を進める上で基礎となる「教育・保育提供区域」を示す

ことが定められています。

特定教育・保育施設事業

「特定教育・保育施設事業」とは、市町村から確認を受けた認定こども園や幼稚園、保育所などの施設が、財政支援（施設型給付費）を受けるために実施する事業です。

特定教育・保育施設事業一覧

区分	事業	児童の年齢
教育認定	教育標準時間認定（認定こども園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭＞	3～5歳
保育認定	保育認定[2]（認定こども園及び保育所）	3～5歳
	保育認定[3]（認定こども園及び保育所）	0歳、1歳、2歳

地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」とは、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業一覧

事業	対象の年齢など
時間外保育事業	0～5歳
放課後児童健全育成事業	1～6年生(学年別)
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	0～18歳
地域子育て支援拠点事業	0～2歳
一時預かり事業（幼稚園児）	3～5歳
一時預かり事業（その他）	0～5歳
病児保育事業	0～5歳、1～6年生
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～6年生
利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
妊婦健診事業	(妊婦)
乳児家庭全戸訪問事業	0歳
養育支援訪問事業	(妊婦～)
実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
子育て世帯訪問支援事業【新規】	0～17歳
児童育成支援拠点事業【新規】	主に学齢期の児童
親子関係形成支援事業【新規】	0～17歳
妊婦等包括相談支援事業【新規】	(妊婦)
産後ケア事業【新規】	0歳
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	0～2歳

※【新規】は新たに国が「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけた事業です。

教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされていますが、本町では各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定します。

計画期間中のこどもの推計人口

事業内容や量の見込みを設定するうえで行った、計画期間におけるこどもの数の推計結果については、次のとおりです。

		これまでのこどもの数（実績値）						計画期間中（５年間）の推計				
		令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９	令和１０	令和１１
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
年齢ごとの人数	０歳	43	30	26	40	32	22	18	19	19	20	20
	１歳	24	41	31	28	39	34	22	18	19	19	20
	２歳	48	25	44	31	32	44	36	23	18	19	19
	３歳	39	47	25	42	30	35	44	36	23	18	19
	４歳	42	39	45	26	39	29	34	43	35	22	18
	５歳	39	44	41	45	28	38	30	35	44	36	23
	６歳	33	37	43	41	40	28	36	29	33	42	34
	７歳	40	34	36	44	40	40	28	36	29	33	42
	８歳	37	40	36	33	43	42	40	28	36	29	33
	９歳	35	36	41	36	34	42	42	40	28	36	29
	１０歳	34	35	37	38	32	35	40	40	38	28	35
	１１歳	47	36	34	38	37	32	36	40	41	38	28
合計		461	444	439	442	426	421	406	387	363	340	320
再掲	０～５歳	235	226	212	212	200	202	184	174	158	134	119
	５～１１歳	226	218	227	230	226	219	222	213	205	206	201
再掲	０歳	43	30	26	40	32	22	18	19	19	20	20
	１～２歳	72	66	75	59	71	78	58	41	37	38	39
	３歳	39	47	25	42	30	35	44	36	23	18	19
	４～５歳	81	83	86	71	67	67	64	78	79	58	41
	小学校低学年（６～８歳）	110	111	115	118	123	110	104	93	98	104	109
	小学校高学年（９～１１歳）	116	107	112	112	103	109	118	120	107	102	92

※令和元（2019）年から令和６（2024）年までの住民基本台帳の人数をもとに、コーホート変化率推計（５回平均）により推計を行いました。そのうえで、これまでの出生数をもとに０歳児の人数を調整しています。

(1) 特定教育・保育施設事業（幼児期の教育と保育）

【本別町の事業内容】

本町では、少子高齢化が進むなかで、就学前児童に教育・保育を一体的に提供するため、平成 29（2017）年 4 月に幼稚園 1 か所と認可保育所 2 か所の統合により、幼稚園機能と保育機能を備えた「認定こども園 ほんべつ（幼保連携型）」が開設され、学校法人により運営されています。

現在では、認定こども園（1 園）と町立の勇足へき地保育所が町内における特定教育・保育施設となっています。

このうち、保育を必要とする事由に該当しない場合でも利用できる、満 3 歳児以上の 1 号認定（教育認定）については認定こども園で受け入れ、2・3 号認定（保育認定）については、認定こども園（6 か月児以上）とへき地保育所（2 歳児以上）で受け入れています。

① 1 号認定（3 歳以上保育の必要なし）

【令和 2～6 年度の実績・検証】

利用実績は、当初見込んでいた人数をやや上回って推移していましたが、確保方策を多めに設定していたため、すべてのニーズを吸収できています。令和 4（2022）年に利用実績が大きく減少していますが、これは共働き家庭が増えたことが要因と推測されます。

（単位：人、年度）

区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
量の見込み	22	20	19	17	17
確保方策	33	33	33	33	33
認定こども園	33	33	33	33	33
へき地保育所	0	0	0	0	0
利用実績	30	26	17	20	12
認定こども園	29	26	17	19	11
へき地保育所	1	0	0	1	1

【令和 7～11 年度の量の見込みと確保方策】

原則として 1 号認定子どもの受け入れは認定こども園 1 か所のみです。勇足地区にて 1 号認定子どもの利用希望があり、こども園への通園が難しい場合は、勇足へき地保育所にて特別利用保育※を提供します。

※特別利用保育：3 歳以上の教育認定子ども（1 号認定子ども）に対して保育を提供することです。

（単位：人、年度）

区分	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
量の見込み	13	12	11	10	10
確保方策	15	15	15	15	15
認定こども園	15	15	15	15	15
へき地保育所	0	0	0	0	0

② 2号認定（3歳以上保育の必要あり。保育の必要ありで幼稚園希望を含む。）

【令和2～6年度の実績・検証】

利用実績は、当初見込んでいた人数を上回りました。これは、前述のとおり共働き家庭が増えたことによるものと思われます。

認定区分の変更は単一の施設（幼保連携型認定こども園ほんべつ（以下「こども園」と記載）内で起きたものであり、利用施設やクラスの異動を伴うものではなかったため、受入施設や保育教諭の配置の調整など確保方策に影響はありませんでした。

※令和6年度は年度途中であるため、実績は見込みの数値としています。

（単位：人、年度）

区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み	86	80	76	67	67
教育ニーズ	20	19	18	16	16
その他	66	61	58	51	51
確保方策	94	94	94	94	94
認定こども園	70	70	70	70	70
へき地保育所	24	24	24	24	24
利用実績	98	86	82	72	72
認定こども園	82	72	69	62	62
へき地保育所	16	14	13	10	10

【令和7～11年度の量の見込みと確保方策】

令和2（2020）年度より、へき地保育所が1か所となっていますが、量の見込みを上回る保育の提供体制は確保できる見込みとなっています。

なお、令和7（2025）年度において他の自治体からの広域利用を受け入れる予定はありませんが、広域利用を受け入れることとなった場合であっても、確保方策としては余裕があるため保育の提供は可能です。

（単位：人、年度）

区分	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み	73	70	62	55	55
教育ニーズ	19	18	16	14	14
その他	54	52	46	41	41
確保方策	87	87	87	87	87
認定こども園	63	63	63	63	63
へき地保育所	24	24	24	24	24

③ 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

【令和2～6年度の実績・検証】

【0歳児】

町内では、0歳児を受け入れることができる施設がこども園1園のみとなっています。第2期計画期間中は全てのニーズに対応することができました。しかし、0歳児は1歳以上児のように前年の人数からあらかじめ利用者数を推測することが難しく、また職員の配置基準上、予期していない保育希望に対しては柔軟な対応が不可能なケースが生じると予想されます。本計画により示す推定値のみではなく、母子保健担当部局と連携しながらニーズ量をできるだけ正確に把握することが重要となります。

(単位：人、年度)

区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
量の見込み	14	13	13	13	14
確保方策	15	15	15	15	15
認定こども園	15	15	15	15	15
へき地保育所	0	0	0	0	0
利用実績	8	8	9	4	5
認定こども園	8	8	9	4	5
へき地保育所	0	0	0	0	0

【1 歳児、2 歳児】

いずれの年も利用実績が確保方策の数値以下となっており、待機児童はありません。

(単位：人、年度)

区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
量の見込み	40	42	42	40	40
確保方策	45	45	45	45	45
認定こども園	35	35	35	35	35
へき地保育所	10	10	10	10	10
1 歳児：利用実績	12	11	11	17	11
認定こども園	12	11	11	17	11
へき地保育所	0	0	0	0	0
2 歳児：利用実績	15	17	21	19	26
認定こども園	11	15	17	16	19
へき地保育所	4	2	4	3	7

【令和7～11 年度の量の見込みと確保方策】

【0 歳児】

町内では、0 歳児を受け入れることができる施設がこども園 1 園のみとなっています。

年々出生数は減少していますが、これまでの実績から出生数と 0 歳児保育のニーズは必ずしも比例するものではないことがわかります。第 2 期計画の検証結果を踏まえながらニーズの把握に努めます。

なお、令和 7（2025）年度において他の自治体からの広域利用（0 歳児 1 人）を受け入れる予定ですが、確保方策としては余裕があり、保育の提供は可能です。

【1 歳児】

2 号認定と同様、量の見込みを上回る保育の提供体制は確保できる見込みです。

【2 歳児】

2 号認定と同様、量の見込みを上回る保育の提供体制は確保できる見込みです。

(単位：人、年度)

区分	年齢	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
量の見込み	0 歳児	4	4	4	4	3
	1 歳児	11	13	13	12	11
	2 歳児	20	18	22	20	20
確保方策		47	47	47	47	47
認定こども園	0 歳児	5	5	5	5	5
	1 歳児	11	11	11	11	11
	2 歳児	21	21	21	21	21
へき地保育所	0 歳児	0	0	0	0	0
	1 歳児	0	0	0	0	0
	2 歳児	10	10	10	10	10

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定（２・３号認定）を受けた児童について、通常の利用時間を越えて保育を行う事業です。

【本別町の事業内容】

本町の保育所等の開所時間は、認定こども園（保育利用）が7:00～19:00、へき地保育所が8:00～17:15で、それを超える時間外保育は実施していませんが、開所時間の範囲内で、認定を受けた保育時間を超える延長保育を行っています。

【令和2～6年度の実績・検証】

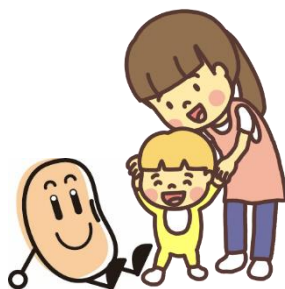
利用実績は、当初見込んでいた人数を大きく上回りました。これは、就労形態が両親ともフルタイムである共働き家庭が増えたことが、認定を受けた保育時間を超える利用が増えた要因と推測できます。

		(年度)				
	区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み	実人数（人）	63	60	58	54	55
確保方策	実人数（人）	153	153	153	153	153
	施設（か所）	1	1	1	1	1
実績	実人数（人）	159	178	103	94	80
	施設（か所）	1	1	1	1	1

【令和7～11年度の量の見込みと確保方策】

各年度の未就学児童数の30%を見込んでいます。また、確保方策は実績をもとに算出しています。

		(年度)				
	区分	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み	実人数（人）	49	48	45	42	41
確保方策	実人数（人）	134	134	134	134	134
	施設（か所）	1	1	1	1	1



②放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

就労などにより、放課後等の昼間時間帯に保護者が家庭にいない小学生を対象に、安全で健全な遊びや生活の場を提供する事業です。

【本別町の事業内容】

本町では、小学校1年生から小学校6年生までの児童を対象に、本別学童保育所（本別中央小学校内）、勇足学童保育所（勇足地区公民館内）の2か所の学童保育所を開設し、放課後や学校休業日における児童の健全な居場所を提供しています。（開所日や開所時間は、各学童保育所で異なります。）

【令和2～6年度の実績・検証】

高学年になるほど、自宅において一人で留守番をする児童が増えるため、利用率が下がる傾向にあります。

		(年度)				
区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の 見込み	登録児童数（人）	50	48	43	45	41
	1年生	20	20	18	20	18
	2年生	15	14	13	14	13
	3年生	7	7	5	5	4
	4年生	4	4	4	3	4
	5年生	2	2	3	3	2
	6年生	2	1	0	0	0
確保方策 (人)(か所)	登録児童数	80	80	80	80	80
	施設数（人）	3	3	3	3	3
実績	登録児童数	91	80	84	83	94
	1年生	30	24	20	32	24
	2年生	25	23	24	18	30
	3年生	12	19	18	22	20
	4年生	15	8	17	7	16
	5年生	4	3	4	3	1
	6年生	5	3	1	1	3

【令和7～11年度の量の見込みと確保方策】

ニーズ調査の結果をふまえ、学年ごとの量の見込みを算出しています。

		(年度)				
区分		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の 見込み	登録児童数（人）	65	63	62	64	61
	1年生	16	20	22	24	17
	2年生	24	17	19	21	23
	3年生	11	10	7	8	9
	4年生	12	12	12	8	10
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	2	4	2	3	2
確保方策	登録児童数（人）	110	110	110	110	110
	施設数(か所)	2	2	2	2	2

③子育て短期支援事業

保護者が、身体的（本人や家族の病気など）、精神的（育児不安など）、社会的（冠婚葬祭、公的行事、出張など）な理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。ショートステイ（短期入所生活援助）は、原則として7日以内、トワイライトステイ（夜間養護等）は、平日の夜間または休日に、児童養護施設などで養育・保護を行います。

【令和2～6年度の実績・検証】

本町には、これに該当する受け入れ施設はありません。

		(年度)				
区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み	年間延利用人数（人）	0	0	0	0	0
確保方策	年間延利用人数（人）	0	0	0	0	0
実績	施設数（か所）	-	-	-	-	-

【令和7～11年度の量の見込みと確保方策】

利用実績、ニーズ調査における利用希望いずれも0となっており、現段階において事業実施の予定はありませんが、保護者アンケートでは緊急時もしくは用事の際にみてもらえ人がいないという回答もあることから、今後の実施可能性について調査を進めます。

		(年度)				
区分		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み	年間延利用人数（人）	0	0	0	0	0
確保方策	年間延利用人数（人）	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児の親子や妊産婦等を対象に、身近な場所で親子で遊んだり、相互の交流や出産、子育てに関する相談、情報提供、助言などを行う事業です。

【本別町の事業内容】

本町では、認定こども園内に「子育て支援センターほんべつ」を開設し、ひろば開放事業や子育てママのためのリフレッシュ講座などの各種事業を実施しています。

【令和2～6年度の実績・検証】

本事業は、平成28年度まで本別町子育て支援センター、平成29年度から子育て支援センターほんべつにて行っています。

		(年度)				
区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み	延利用人数(人回/月)	194	194	194	190	192
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1
実績	箇所数	1	1	1	1	1

【令和7～11年度の量の見込みと確保方策】

乳幼児や保護者が交流、相談、情報交換できる場として重要な役割を果たしています。引き続き、子育て支援センターほんべつにて行っています。

		(年度)				
区分		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み	延利用人数(人回/月)	250	250	250	245	232
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1

⑤一時預かり事業

「幼稚園型（認定こども園の1号認定児童）」は、認定こども園、幼稚園に在籍する児童を、保護者の事情により認定時間外に受け入れ、保護する事業です。

「その他の一時預かり（一時保育）（「幼稚園型」を除く乳幼児を対象）」は、保育所等に就園していない乳幼児を対象に、保護者の不定期の就労や通院、出産、介護、育児疲れのリフレッシュなどの理由で、主として昼間において、認定こども園や幼稚園、保育所などで一時的に預かり、保護を行う事業です。

【本別町の事業内容】

本町では、認定こども園において、保護者からの希望により預かり・延長保育を実施しているほか、1歳児より一時保育を行っています。（特別保育として、6か月児より短時間の一時保育を実施。）

このほか、ファミリーサポートセンター（以下ファミサポ）「すきやきたい」が、こどもの一時的な預かりを行っています。

【令和2～6年度の実績・検証】

平成28（2016）年度までは本別カトリック幼稚園における預かり保育と本別町子育て支援センターにおける一時預かりでしたが、平成29（2017）年度より認定こども園ほんべつにて行っています。

○幼稚園型（認定こども園の1号認定児童）

		(年度)				
区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み	年間延利用数（人日）	773	724	699	645	645
	1号認定	569	520	495	441	441
	2号認定	204	204	204	204	204
確保方策	延べ人数（人日）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
実績	延べ人数（人日）	340	248	130	205	98
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

○その他の一時預かり（一時保育）（「幼稚園型」を除く乳幼児を対象）

						(年度)	
区分			令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
量の見込み	年間延利用日数(人日)		1,922	1,850	1,815	1,713	1,726
	年間延利用日数(人日)		2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
確保方策	一時 預かり	延べ人数(人日)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
		施設数(か所)	1	1	1	1	1
	ファミサポ延べ人数(人日)		720	720	720	720	720
	実績	一時預 かり	延べ人数(人日)	912	1,034	1,025	934
施設数(か所)			1	1	1	1	1

【令和7～11年度の量の見込みと確保方策】

○幼稚園型（認定こども園の1号認定児童）

1日の受入可能人数を10人とします。

		(年度)				
区分		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み	年間延利用数（人日）	694	798	702	655	586
	1号認定	651	696	664	622	553
	2号認定	43	42	38	33	33
確保方策	延べ人数（人日）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

○その他の一時預かり（一時保育）（「幼稚園型」を除く乳幼児を対象）

1日の受入可能人数を一時預かり事業10人、ファミサポ3人とします。

(年度)

区分		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み	年間延利用日数(人日)	1,237	1,215	1,143	1,057	1,026
確保方策	年間延利用日数(人日)	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
	一時 預かり	延べ人数(人日)	2,400	2,400	2,400	2,400
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
	ファミサポ延べ人数(人日)	720	720	720	720	720

⑥病児保育事業

保育所等を利用しているこどもが病気になったり、病気の回復期にあるなど、一時的に集団保育を受けることができない場合に、医療機関や保育所等の専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【本別町の事業内容】

平成29(2017)年度より、こども園において病後児型の事業を行っていましたが、利用者アンケートによりいただいた意見を踏まえ、平成30(2018)年度からは体調不良児対応型に切り替えています。

保育中に発熱など体調不良になった児童を保護者が迎えに来るまでの間、体調不良児室で看護師がケアする体制で対応しています。

【令和2～6年度の実績・検証】

これまでファミサポを利用した病児保育は実績がありません。

(年度)

区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み	年間延利用者数	391	372	363	339	341
確保方策	延べ人数(人日)	480	480	480	480	480
	ファミサポ(人日)	0	0	0	0	0
	施設(人日)	480	480	480	480	480
	施設(か所)	1	1	1	1	1
実績	延べ人数(人日)	75	28	62	137	116
	ファミサポ(人日)	0	0	0	0	0
	施設(人日)	75	28	62	137	116
	施設(か所)	1	1	1	1	1

【令和7～11年度の量の見込みと確保方策】

ニーズ調査からは多くの利用希望が挙げられましたが、令和2～6年度における量の見込みと実際の利用実績を勘案し、引き続き、事業実施施設（こども園）1日の受け入れ可能人数を2人として確保方策を算出しています。また、施設における受入のみで量の見込みを大きく上回っており、これまでの利用実績がないことから、確保方策にファミサポを算入していません。

(年度)

区分		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み	年間延利用者数	677	661	625	577	561
確保方策	延べ人数(人日)	480	480	480	480	480
	ファミサポ(人日)	0	0	0	0	0
	施設(人日)	480	480	480	480	480
	施設(か所)	1	1	1	1	1

⑦ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」がそれぞれ会員となり、子育てを相互に援助する事業です。

【本別町の事業内容】

本町では、子育て支援センターにファミリーサポートセンター「すきやきたい」の事務局を置き、援助提供会員と依頼会員を結びつけ、こどもの一時的な預かりや保育所等の送迎などの相互援助活動を進めています。

【令和2～6年度の実績・検証】

令和5年度実績では、依頼会員64人、提供会員56人、両方会員5人で本事業を行っています。

		(年度)				
区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み	年間延利用人数(人日)	13	12	11	12	10
確保方策	年間延利用人数(人日)	24	24	24	24	24
実績	年間延利用人数(人日)	54	17	17	49	11

【令和7～11年度の量の見込みと確保方策】

これまでの利用実績より、支援の内容はこども園・保育所の送迎、支援者宅での預かりが多いようですが、頻度はそれほど多くはありません。

		(年度)				
区分		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み	年間延利用人数(人日)	17	17	17	17	17
確保方策	年間延利用人数(人日)	56	56	56	56	56

⑧利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供などを行うとともに、関係機関との連絡調整や体制づくりなどを行う事業です。

【本別町の事業内容】

本町では、基本型を「子育て支援センターほんべつ」に、母子保健型を健康管理センターに設置し、それぞれ連携をとりながら、ニーズに応じた支援を行っています。

なお、母子保健と児童福祉のほか、関連する分野が相互に広く連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的な相談支援を行っていくため、「こども家庭センター」を開設することとしています。

【令和2～6年度の実績・検証】

基本型は平成29年度から子育て支援センターほんべつにて行っています。また、母子保健型は平成30年度より町健康管理センターに設置した「子育て世代包括支援センター」にて行っています。

		(年度)				
区分		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
量の見込み	箇所数	3	3	3	3	3
確保方策		3	3	3	3	3
利用者 支援事業	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1
	その他	1	1	1	1	1
実績		3	3	3	3	3
利用者 支援事業	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1
	その他	1	1	1	1	1

【令和7～11 年度の量の見込みと確保方策】

これまでの体制を維持し、引き続き本事業を行うとともに、研修機会の確保により質の向上をめざします。

		(年度)				
区分		令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
量の見込み	箇所数	3	3	3	3	3
確保方策		3	3	3	3	3
利用者 支援事業	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
	その他	1	1	1	1	1

※確保方策において人数設定をしているものは、特別に記載のない限り、1日あたりの利用可能人数に、1か月当たりの稼働日数20と年間稼働月数12をかけて算出。

⑨妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を目的とする健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を行うとともに、妊娠期間中に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【本別町の事業内容】

本町では、妊婦の適切な受診を促進するとともに経済的負担を軽減するため、妊娠届提出時に受診票（14回分）を交付し、公費負担により医療機関等による健診機会を確保しています。

【令和2～6年度の実績・検証】

年々妊婦の数は減少しています。

		(年度)				
区分		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
量の見込み	年間延べ回数(人回)	448	420	420	420	434
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施
実績		406	371	326	262	191

【令和7～11 年度の量の見込みと確保方策】

引き続き標準的な健診回数（14回）の公費負担を行います。

		(年度)				
区分		令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
量の見込み	年間延べ回数(人回)	252	266	266	280	280
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施

⑩乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の健康に関する保健指導を行うほか、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対する産後ケア等の適切なサービス提供に結びつけていく事業です。

【本別町の事業内容】

本町では、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、保護者への助言や相談を継続的にを行っています。

【令和2～6年度の実績・検証】

家庭訪問指導は全件実施を行っています。

		(年度)				
区分		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
量の見込み	実人数（人）	32	30	30	30	31
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施
実績		33	40	29	24	18

【令和7～11 年度の量の見込みと確保方策】

退院から1か月健診までの期間は育児不安が出やすい時期のため、今後も早期に訪問し不安軽減に努めます。

		(年度)				
区分		令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
量の見込み	実人数（人）	18	19	19	20	20
事業実施予定		100%	100%	100%	100%	100%

⑪養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

こどもへの虐待（育児放棄を含む）のリスクがある家庭や支援が必要な妊婦など、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。特定妊婦や要保護児童等の支援をめざす家庭支援事業の6事業の1つであり、子育て支援とあわせ、児童虐待の予防的役割を担うものです。

【本別町の事業内容】

本町では、支援が必要な家庭を把握し、専門職等が訪問し、必要な助言・指導やサービス提供が行えるよう努めています。

また、「要保護児童対策地域協議会」が中心となって、虐待を受けている、または受ける可能性のある児童を早期に発見し、関係機関が情報共有しながら適切な保護、支援を行っています。

【令和2～6年度の実績・検証】

各関係機関との連携を密にし、必要に応じて訪問を行っています。

(年度)

区分		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
量の見込み	訪問実人数	25	25	25	25	25
実績	養育支援訪問事業	6	9	15	11	5
	子どもを守る地域ネットワーク強化事業	実施	実施	実施	実施	実施

【令和7～11 年度の量の見込みと確保方策】

関係機関と連携を図り、必要に応じて訪問を行っています。継続支援が必要なケースは、定期的な訪問を実施しています。

(年度)

区分		令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
量の見込み	訪問実人数	5	5	5	5	5
	養育支援訪問事業	実施	実施	実施	実施	実施
	子どもを守る地域ネットワーク強化事業	実施	実施	実施	実施	実施

⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業

世帯所得の状況等を勘案して、保護者が保育所等に支払うべき日用品、文房具など必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

【本別町の事業内容】

本町では、認定こども園とへき地保育所における1号認定及び2号認定の児童の給食（食材料費）について、すべてを助成しています。

(平成 27～令和元年度) 実績	なし
(令和 2～令和 6 年度) 確保方策	必要に応じて実施
(令和 2～令和 6 年度) 実績	なし
(令和 7～11 年度) 確保方策	必要に応じて実施

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設事業への多様な事業者の参入に対する支援や、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れるために必要な職員を確保する私立認定こども園に対して、費用の一部を助成する事業です。

【本別町の事業内容】

本町では、民間事業者が運営する幼保連携型の認定こども園が開設され、体制を充実させた現在、一般の児童の受け入れ体制は充足した状況にあります。

(平成 27～令和元年度) 実績	実施
(令和 2～令和 6 年度) 確保方策	実施
(令和 2～令和 6 年度) 実績	実施
(令和 7～11 年度) 確保方策	実施

⑭子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。〔例〕調理、掃除等の家事や育児のサポート、こどもの送迎、子育ての相談・助言など

【令和7～11 年度の量の見込みと確保方策】

本事業は現在実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら対応してまいります。

⑮児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）

養育環境等の課題（虐待リスク、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、生活の場を与えるとともに、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を提供することにより、虐待を防止し、健全な育成をはかる事業です。〔例〕居場所や食事の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への相談支援、関係機関との調整など

【令和7～11 年度の量の見込みと確保方策】

本事業は現在実施していませんが、令和8年度からの実施を目標とし令和7年度中に学校や教育委員会等の関係機関と協議・検討を進めます。

⑯親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童を対象に、こどもの発達状況などに応じた情報提供や相談・助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場などを提供することで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。〔例〕講義・グループワーク・ロールプレイ等のペアレント・トレーニング、保護者同士の相互交流など

【令和7～11 年度の量の見込みと確保方策】

本事業は現在実施していませんが、児童発達支援センターで行っている茶話会などの交流の場で情報を共有していくとともに、今後のニーズや状況を勘案しながら対応してまいります。

⑰妊婦等包括相談支援事業

こども家庭センターを拠点に、妊婦とその配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を実施し、必要な情報を提供したり相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる、妊娠時から妊産婦等に寄り添う伴走型相談支援を行う事業です。

【令和7～11 年度の量の見込みと確保方策】

母子手帳交付と後期受診票発行時の2回の面接、新生児訪問の機会を活用し、相談対応等を行うとともに必要な支援につなぎます。

（年度）					
区分	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み（人/年）	36	38	38	40	40
確保の方策（人/年）	実施	実施	実施	実施	実施

⑱産後ケア事業

出産後1年以内の母子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、出産後の母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介などを行う事業です。

【本別町の事業内容】

本町では、出産後の母親が健康で安心して子育てを行うことができるよう、町が委託した助産院等を通じて、デイサービス型、訪問型の2種類の方法により、母親の健康管理や乳房のケア、こどもの発育・発達確認、授乳やだっこなどの育児相談等を行うほか、デイサービス型では、こどもを預かっての入浴や休憩、フットパス、昼食などのサービスを提供しています。費用は町が助成し、デイサービス型は2回まで、訪問型は3回まで利用できます。

【令和2～6年度の実績・検証】

令和3（2021）年度からデイケア型・訪問型を実施しています。令和3・4年度はコロナ禍でデイケア型の定員が1日1名と制限されました。また、令和5（2023）年度からは利用できる事業所が2か所に増えています。

(年度)					
区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
量の見込み（人/年）	-	2	1	3	6
確保の方策（人/年）	実施	実施	実施	実施	実施

【令和7～11年度の量の見込みと確保方策】

令和7年度から新たに宿泊型も利用できるようになり、必要なサービスの選択肢が増えました。母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援をしていきます。

(年度)					
区分	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み（人/年）	10	10	10	10	10
確保の方策（人/年）	実施	実施	実施	実施	実施

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、「親が就労している」などの要件を満たさなくても、誰でも月に上限10時間までの利用枠の中で、保育所等の一時保育（預かり保育）を時間単位で利用できる新たな通園給付事業です。（対象は6か月～2歳児。）令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され令和8（2026）年度から実施される予定です。

【本別町の事業内容】

本町では、子育て支援センターにおいて、保育所等に通所していない1歳から就学前の幼児を対象に、保護者の一時的な就労や私用、行事参加、体調不良などで、家庭での保育が困難になった場合に利用できる一時保育を行っています。（6か月～1歳児を対象に、短時間の特別保育も実施しています。）

【令和7～11年度の量の見込みと確保方策】

令和8（2026）年度から全国的に実施されます。量の見込みは、延べ人数で1日の利用人数を1人と設定し、1か月当たりの稼働日数20と年間稼働月数12をかけて算出しています。

(年度)					
区分	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
量の見込み（人/年）	-	240	240	240	240
確保の方策（人/年）	-	240	240	240	240

（３）教育・保育の一体提供及び推進体制の確保

本町の就学前教育・保育施設の整備状況は、市街地に認定こども園が１か所、勇足地区にへき地保育所が１か所です。平成 29（2017）年度に整備された学校法人立の幼保連携型認定こども園では、子育て支援センターを併設するなど教育・保育の一体的な提供体制を図るとともに、本町における子ども・子育て支援の拠点として大きな役割を担っています。

令和 8（2026）年度から全国一律で実施される「こども誰でも通園制度」の体制確保等、今後もこども園と町それぞれが果たすべき責務を明確にしつつ、お互いが連携しながら子育て環境の充実を進めます。

（４）教育・保育給付及び施設等利用給付の円滑な実施

本町では、平成 28（2016）年度から本別カトリック幼稚園が町の確認を受け、その後平成 29（2017）年度からは幼保連携型認定こども園に移行して特定教育・保育を提供しています。また、令和元（2019）年 10 月からは、幼児教育・保育の無償化がスタートし、こども園において行っている一時預かり事業等もその対象となり、特定子ども・子育て支援を提供しています。

これらのサービスの利用により、利用者は施設型給付費、施設等利用給付費を受けることができ、その給付方法については、本町における特定教育・保育及び特定子ども・子育て支援を提供する事業者がこども園のみであること、サービス利用者の経済的負担の軽減及び利便性を勘案し、法定代理受領方式を基本としています。今後新たなサービス提供事業者があった場合は、給付の確実かつ円滑な実施を確保するため、事業者との連携を密にして給付の方法を検討することとします。

2 母子保健に関する主要指標

母子保健に関する施策、事業を検証、評価するうえで重視している指標については、次のとおりです。

(1) 妊娠期の保健対策

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R10)	データソース・算出方法
1	妊娠 11 週以内での妊娠届け出率	100%	100%	妊娠届け出
2	産後 1 ヶ月時点での産後うつハイリスク割合 (EPDS9 点以上)	0%	0%	EPDS9 点以上褥婦 / EPDS 実施褥婦
3	産後ケア事業 (訪問型・デイケア型・宿泊型) の利用率 (実人数)	4.4%	10%	産後ケア事業利用者 / 出生数
4	全出生数中の低出生体重児の割合 (1,500g 未満・2,500g 未満)	1,500g 未満 : 4.3% 2,500g 未満 : 34.8%	減少	出生時体重 / 出生数
5	妊婦の喫煙率	0%	0%	母子保健調査
6	妊産婦の歯科健診受診率	56.5%	60%	歯科健診受診者 / 妊娠届出数

(2) 乳幼児期における保健対策

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R10)	データソース
1	う蝕※のない 3 歳児の割合	96.6%	100%	3 歳児健診
2	かかりつけ医 (医師・歯科医師) をもっているこどもの割合	【医師】 4 ヶ月 61.9% 3 歳 82.8% 【歯科医師】 3 歳 48.3%	【医師】 4 ヶ月 80% 3 歳 90% 【歯科医師】 3 歳 60%	母子保健調査
3	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4 ヶ月 86.4% 1.6 歳 72.0% 3 歳 79.3%	4 ヶ月 95% 1.6 歳 85% 3 歳 85%	母子保健調査
4	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	4 ヶ月 100% 1.6 歳 87.5% 3 歳 100%	100%	母子保健調査
5	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	4 ヶ月 95.2% 1.6 歳 88.0% 3 歳 96.4%	100%	母子保健調査
6	ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	4 ヶ月 86.4% 1.6 歳 72.0% 3 歳 79.3%	4 ヶ月 95% 1.6 歳 85% 3 歳 85%	母子保健調査

(3) 学童期及び思春期における保健対策

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R10)	データソース
1	朝食を欠食するこどもの割合 小6・中3	小6 10.8% 中3 17.4%	減少	教育委員会調べ
2	児童生徒における肥満傾向児 の割合 小5・中2	【小5】 男 26.1% 女 19.0% 【中2】 男 10.5% 女 0%	減少	教育委員会調べ
3	児童生徒における痩身傾向児 の割合 小5・中2	【小5】 男 4.3% 女 0% 【中2】 男 0% 女 0%	0%	教育委員会調べ
4	う蝕※のない10代の割合 (12歳)	77.1%	90%	学校保健統計調査

※う蝕＝むし歯

資料編

1 本別町子ども・子育て会議条例

本別町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 8 日
条例第 21 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条の規定に基づき、本別町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第7条第4項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に基づき意見を述べること。
- (2) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に基づき意見を述べること。
- (3) 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関し、法第61条第7項に基づき意見を述べること。
- (4) 本町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する実務を担当する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第7条 専門的な事項を調査審議するため、必要があるときは、子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 本別町子ども・子育て会議委員名簿

委員任期 R6.11.11～R8.11.10

区 分	氏 名	関 係 団 体 等
公募による町民	川 本 千 枝	公募による委員
	小笠原 愛	公募による委員
	木 村 麻 希	公募による委員
	伊 藤 尚 子	公募による委員
子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者	荒 木 卓	認定こども園ほんべつ保護者の会
	今 野 史 織	勇足保育所保護者の会
	今 野 雅 徳	本別町PTA連合会
	篠 原 聖 法	ゆうゆうサークル運営委員会
	朝 日 愛	本別町せわずき・せわやきたい
	前 田 利 典	本別町教頭会（学校教員）
	石 田 恵	認定こども園ほんべつ園長
	田 口 小百合	主任児童委員
子ども・子育て支援に関する実務を担当する者	門 田 浩 史	保健福祉課課長補佐
	北 山 敦 裕	教育委員会管理課学校教育担当主査
	吉 村 光 雄	教育委員会社会教育課社会教育担当主査

3 策定の経過

令和6年6月19日 第1回子ども・子育て会議を開催

- 第3期本別町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた審議

令和6年7月 こども計画にかかるアンケート調査を実施

- こども、若者、保護者を対象としたアンケート調査を実施

令和6年11月11日 第2回子ども・子育て会議を開催

- こども計画にかかるアンケート結果の報告
- 本別町こども計画（骨子案）についての審議

令和7年1月17日 第3回子ども・子育て会議を開催

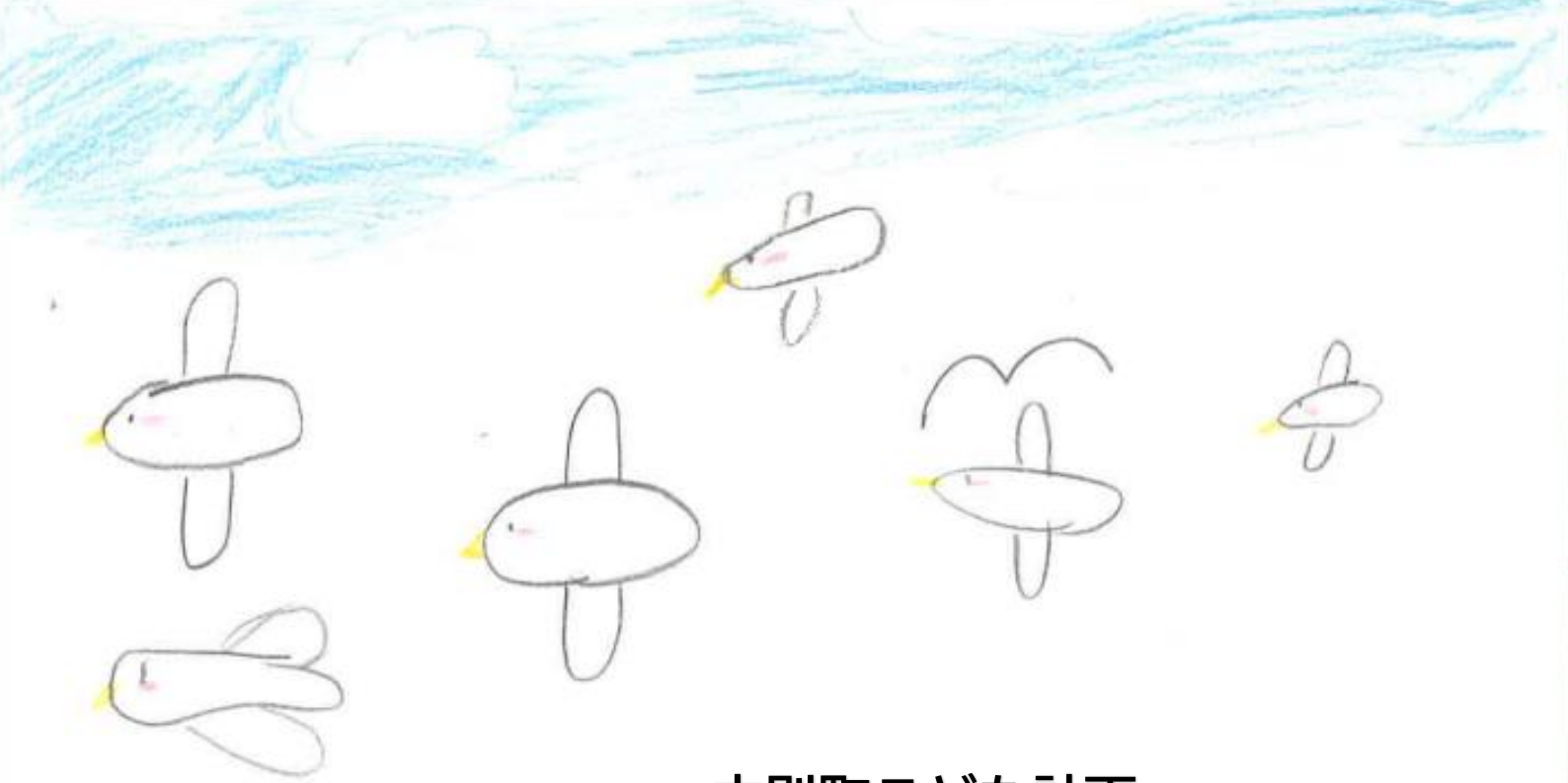
- こども計画（素案）についての審議

令和7年2月3日～2月10日 パブリックコメントを実施

- こども計画（案）への意見募集

令和7年2月17日 第4回子ども・子育て会議を開催

- こども計画（最終案）についての審議



本別町こども計画

発行：本別町

〒089-3392 北海道中川郡本別町北 2 丁目 4-1

電話：0156-22-2141（代表）

FAX：0156-22-3237

ホームページ：<https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>

編集：本別町 健康・こども課

